

議事録

件名： 契約監視委員会（2017年度第1回）
日時： 2017年6月15日（木曜日） 10:30～12:30
場所： JICA本部役員会議室
委員長 不破 邦俊 公認会計士 委員： 関口 典子 公認会計士 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 乾 英二 国際協力機構 監事
JICA： 神崎理事、調達部（事務局）藤谷部長他数名 総務部、人事部、広報室、企画部、社会基盤・平和構築部、農村開発部、評価部、 産業開発・公共政策部、地球環境部、インフラ技術業務部、民間連携事業部、関西 国際センター、沖縄国際センター、四国支部、 各数名
議題： 1. 2016年度に締結した契約で2回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検 2. 2016年度参加意思確認公募の個別点検 3. その他 ・2016年度の総括報告 ・2017度の審議事項の確認 ・2017年度調達等合理化計画及び2016年度自己評価結果の点検

議事概要：

I. 2016年度に締結した契約で2回連続して一者応札・応募となった契約の個別点検

本委員会における点検対象契約13件（別添資料1参照）の点検結果及び質疑応答は以下の通り。

1. 事業支援（一般業務支援）

1.-1 2017-2021年度課題部事務支援業務委託契約

1.-2 2016-2019年度中小企業海外展開支援業務委託契約（1年次）

委員：

では、2017年度第1回契約監視委員会を開始します。これまでと少し違って、最初に内容を性質別に分けて、その括りで説明を伺ってから、また質問をさせていただくことにさせていただきます。

JICA：

はい。前回から運営方法の効率化ということに関してのご意見をいただきまして、今回、方法を見直しました。事前にご案内させていただいているように、今回対象になります2回連続一者応札の案件は全体で13件ございますが、それを7つのテーマに分け、そのうち複数の案件を有しておりますテーマ3つに関しましては、最初に調達部のほうから概略を説明させていただきまして、残る4件、4つのテーマに関しましては1件ずつということで、従来どおりのご審議の方法で進めさせていただきたいと思います。

早速ですが、最初に一般業務支援ということで今回2件、2回連続で一者応札になっております案件がございます。1つが農村開発部の課題部事務支援業務、もう1件が四国支部の中小企業海外展開支援業務の委託支援業務の委託でございます。

この一般業務支援に関しまして共通して言えるところは、おそらく潜在的な応募者は決していないということではなくて、したがって今後さらに応募勧奨をより進めることによって次回以降の応札者の確保を図るべきであろうということが1点ございます。

加えまして、前者の農村部の課題部支援業務に関しましては、関心表明を行ったにも関わらず辞退した者からのヒアリングによりますと、過去の類似経験に対しての評価の配点が高いというところから現行の業者に利があると思われるというコメントがありましたので、この点は今後評価の配点を考える上で見直しを行い、既存の業務経験の有利さというのが、それほどにならないようなかたちで評価を見直すということで、応募勧奨を行った者が手を挙げやすい方法をとっていきたいと考えているところでございます。

それから、四国支部の件でございますが、これに関しては高知県という場所が限定される状況もひとつあるところでございますが、ただ、そうは言いつつも、こういった産業振興にかかる関係機関に引き続き応募勧奨を行うとともに、この場合は公告期間も若干短いところはございましたので、公告期間を充分にとるということについても、次回以降対応してまいりたいと思っております。まず、この2件についてのご審議をお願いします。

委員：

今、説明いただいた意見について、質問ありますでしょうか。

委員：

2回連続一者応札と応募ということで共通的に、聞いていることを繰り返したいと思うのですが、まず2回連続したところで価格が高くなっていないかということと、質がちゃんと担保されているかということと、それに至るまでのプロセスが透明で合理的だったかということです。比較してみると、人月あたりは、今回のこの2つは特出していないので、そこは質問事項ではないですが、一応、全体的にそのようなチェックをされたらどうかと思うので少し申し上げました。

2つほど質問がありますが、これは農開部がやっているというのは、全5課題部の1部署だけ除いたところを代表してやられているということでいいですね。

JICA：

はい。

委員：

そういうことですね。もう1つ素朴な疑問なのですが、テンプスタッフが出ているのなら、他にも類似の人材派遣会社が存在していて、もう少し大手が手を挙げたり関心表明したりしないのかなと思って、そういうところに応募勧奨とかする可能性はないかと思って、その2点です。

JICA：

そうです。農村開発部が代表して4課題部の支援業務を契約の事務を行っています。2点目のご質問につきましては事前に応募勧奨したのは七者でして、その七者の中には今おっしゃった人材派遣会社やその関連会社等が入っておりました。ですが、残念ながら業務説

明会のほうには、その大手のところの参加はございませんで、説明会には合計三者が入っております。

委員：

むしろなぜ大手が出ないのかというのを聞くというか、詰めるということのほうが現実味もあるかなと思うので、次回もし、応募勸奨に際しては、そこを追求してもらえればと思います。以上です。

委員：

私から質問を確認の意味で。次回からは技術評価というのですか、そのやり方を少し変えるようなお話があったと思うのですが、私もいただいている書類を少し拝見して、評価表が全体の中で通し番号で62番まで振ってあるのですが、この類似業務の提携というところは40点の配点になっていますので、これが現在の受注者であれば、だいたい満点近い点をとれるのかなと、表を作る人が考えるとすると、どこでもびったりとした仕事をやっていることがないと自分が30点になってしまうとすると、そこでついた差を価格点で取り返そうとすると、もともと大きな金額なので10点分を価格で取り戻そうとすると、やはり既存のテンプスタッフより数千万安くやらないと、どっちみち負けてしまうというのがはっきりわかってしまうと思うのです。ですから、ここも配点をもう少し少なくするのか、あるいは技術点で二者ぐらい揃った上で価格競争でやりましようとかにすると、じゃあ、そこに入ってやってみようかという気持ちになる会社があるのかなと感じました。

特にこういう業務で応札するための資料が、自分のところでどのくらい時間がかかるかという見積もりするのも、そこそこ負担のかかる作業なので、ぱっと見てこれはちょっと頑張っても無駄だなと思うと、こちらのほうからお願いしても、たぶん駄目だろうなと思いつながら、でも、もし取ってしまったらやらなくてはいけないので、見積もりもきちんとやらなくてはいけないし、たぶん社内的にもけっこう大きな金額になるので、手続きをとらなくてはいけなくなるとインセンティブがあまり働かないのかなという気はしました。

ほかにご意見ありますか。

委員：

すみません、テンプスタッフのほうなのですが、内容を見てみますとそれほど技術的に難しいとかという話ではないのですよね、なので基本的にたとえば引き継ぎの時間をしっかりとって、はじめは少し慣れないので、時間はかかると思うのですが、本当に準備をしっかりとすれば新規参入でも大丈夫かなと個人的にも思いますので、そのところも手厚くしていただければと思います。

委員：

よろしいですか。

では、今後検討をしていただくことになっております、ぱっと入りやすい採点方法に取り組んでいただければと思います。

JICA：

配点部分の見直しと、公示時期の前倒し等を対応していきたいと思います。

2. 事業支援（専門人材を要する業務支援）

2.-1 2016-2019 年度地熱開発課題対応強化支援業務

2.-2 2016-2017 年度森林・自然環境保全分野におけるリモートセンシング・GIS の活用に係る技術課題解決支援業務

2.-3 2016 年度電力分野（送・変電）における有償資金協力案件技術審査支援業務（単価契約）

2.-4 2016-2018 年度海外投融資業務相談に関する財務アドバイザー業務

委員：

では、次のテーマ、2 番目のテーマですが、事業支援（専門人材を要する業務支援）というところで4 件上がっておりますが、これを説明をお願いします。

JICA：

それでは次の、事業支援の中でも一般的な業務ではなくて、より専門性の高い業務の支援に関しまして4 件、2 回連続一者応札となっているものがございます。まず、最初に産業開発公共政策部の地熱開発の課題対応強化というところですが、資料をご覧いただければわかるように、なかなかこの分野は日本の国内においても決してリソースが豊富なわけではないところがございます。この4 件いずれも、ある意味そういった共通の課題というのがある中で海外経験を有する者を求めるということで、そもそも応札可能性のあるところが必ずしも一者ではないにしろ少ないというところがございます。

あと、この地熱に関しましては過去もやはり一者応札になっているケースが続いておりまして、結局能力的には対応可能な他の者も国内の他の業務等を受注している中で技術者をそちらに割けない等々の理由から、なかなか手を挙げてもらえない。逆に言いますとタイミング的に要員を割ける余裕のある者のみが応札してくる状態になっているところですので、今後の改善点としてはなるべく早め早めに、この人材募集の情報提供を行う。その中で関心のある者に対して、できるだけ準備をする時間的余裕を持ってもらうところになるかと思えます。

2 番目の地球環境部のリモートセンシング、GIS 活用に関しての技術課題といったところについても同様のことが言えようかと思えます。こちらはこの専門分野で一定の海外経験を有する者というところ、四者ぐらいのところ想定される。逆に言いますと、そのみの想定というところになってきますので、比較的なるべく前広に公示を行うということに加え、こちらのほうは現行契約、1 年間の契約としておりますので、それを例えば3 年間契約というかたちにするので応札する側に安定した業務という認識を持ってもらえるように1 回あたりの契約期間を長めにとるといったところも次回以降検討しようとしています。

それから3 点目のインフラ技術業務部によります、電力分野の技術審査支援というところですが、こちらはいずれも一者応札と言いつつも別の個人の方がお一人ずつ応札されてこられて、それが続いているところがございます。この電力分野の送変電に関する技術と言いますのは、現実的には電力会社はその技術を保有している。なかなかそれ以外の組織で保有しているところがないことに加えて、実際に現役で電力会社に所属している方が、こういった業務に応募できるかというところ、そういうことはあまり想定されずに、元々現役

時代は電力会社で業務に従事されていた方で退職後こういった海外業務にもご関心、ご経験のある方が応募してきているという状況でございますので、電力会社との対話等を通じて、こちら側の情報提供を諮る等、あるいは今しがたのリモートセンシングと同様に履行期間を1年ではなくて、複数年にすることで応札意欲が高まるようなかたちでの対応を考えております。

それから4点目の海外投資相談の財務アドバイザーですが、こちらにも契約相手方のプライスウォーターに加えて数者応募勧奨を実施したところです。ただ、こういう海外の投資相談という業務の特性からも、それほど多くの者がこういった業務を受注できるわけではないというところがございますし、それぞれの者もおそらく人員体制に応じて受注される業務を調整しているというところから、なるべくこちらにも前広に案件情報を提供して勧奨することにより、応札を考えておられるところに対して準備するための時間を少しでも長くとっていただくということによる対応が必要なのではないかと考えておるところでございます。2番目のテーマに関しては以上でございます。

委員：

一つまずお願いなのですが、案件ごとにとりまとめて審議するというのは今回初めてですけれど、例えば今の例で言うと3番なんかは電力分野における送変電の際の技術支援要請。電力会社が持っているような技術でないとか対応が難しいという、そういうご説明をいただくとすごく案件のイメージがわかりやすいのですが、これ表題からして、そうだと思うわけですが、例えば2番なんかは自然環境保全分野におけるリモートセンシング。これは非常に対象が限られてましてという、実際どういう業務をやって、具体的に想定される適格者というのはどんな事業者なのか、あるいは個人なのかとところを最初に簡単にご説明いただくと、まとめて審議する場合にはやりやすいかなという感想を持ちました。

それで中身のご質問の件ですが、サンプリングして3番目の電力分野における技術審査支援業務ですが、まず、FU票を拝見すると右頁の⑤一者応札・応募となった理由の中で、②「支援対象の事業に係る利益相反指摘の可能性を敬遠した可能性がある。」と。事業者が応札しなかったのは、これが理由の可能性があると説明があつて、左頁の①仕様書の見直し等の「2.利益相反の可能性が発生しうる円借款案件の審査への関与は可能な限り回避し、他案件への振替が可能となる体制を敷く旨を仕様書に注記して記載。」とあるのですが、この具体的な中身をご説明いただけないでしょうか。

JICA：

インフラ技術業務部でございます。利益相反の関係ですが、円借款の案件の審査をするときにミッションに同行致しますが、その際に円借款事業本体のコンサルタント業務の仕様書もその中で詰めるということになりますので、このミッションに参加すると本体工事のコンサルタント業務には入れないということになります。そうすると大手のコンサルタント会社などは本体工事に興味があるときには、それを避ける傾向になるということがございます。従いまして改善策としては、もし本体工事のコンサルタントに興味があるときには、その担当する案件を変えられるように仕様書に明記してありまして、利益相反にならないような措置を考えているということでございます。

委員：

前者についてはそういうことかなと思ったのですが、後者の興味があれば案件を変えられるというのは、もともとこういう業務をやっていただく必要があるからといって、公募して JICA さんのほうで想定していた業務は、少し本体のほうに関心があるので外してくださいということを柔軟に受け入れて、そもそもこのニーズに応えられるのかということが、よくわからなかったのですが。

JICA：

送変電の技術審査には我々の部にも担当の技術者がいまして、ただ人数が限られているものですから、すべての案件が対応できないということで、こういった業務補助的なものをお願いしているということでございます。ですから担当を変える場合には当部にいる技術者にそれを担当してもらって、その代わりうちの技術者が担当する予定であったものをコンサルタントをお願いしておりまして、従いまして技術審査全体としては特に滞りなくできるということでございます。

委員：

なるほど、そうするとマンパワーを補充できればいいというようなイメージ。

JICA：

そうですね、技術的な専門性がある方に技術審査を支援していただくというような位置づけです。

委員：

とすると、もともとターゲットにしているのは契約金額から見ても、例えば電力会社に勤務経験があって、それなりのノウハウがあるような個人の方をターゲットにしているような案件ではないのですか。

JICA：

これは特に個人に限っているわけではありませんで、応募勧奨につきましても、D 者もしくは電力会社の子会社であるコンサルタントにも応募勧奨はしてあります。ただ、先ほどのような理由でなかなか手を挙げていただけないという状況です。

委員：

対応策はそのように仕様書に記載していただいて講じていると思うのですが、今のようなお話からすると、JICA さんの認識はそうかもしれないけど、応札する側からすると、この金額でそもそもあまりメリットがない。本体のほうにもともと大きな関心がある。事業者からすると応募勧奨している事業者の応札はなかなか期待できないという印象を持つものですから、その実態を確認したかったのですが、そういうご認識はどうですか。

JICA：

そういうこともあろうかと思ひまして、先ほど調達部長から話がありましたとおり、単年度から複数年度にして事業者にとっても応募しやすいようにと考えております。また、この電力以外の他の分野でも同じような業務を出しておりまして、個人ではなくて事業者が応募してくる場合もありますので、そういったような工夫をすれば事業者の方にも応募いただけるのではないかと考えております。

委員：

わかりました。

委員：

4つに共通したところで、先ほど最初に申し上げました、特に調達の基本だと思うのですが質がちゃんと確保されていて、それが適切な価格でなされているかということなのですが、特にこの専門性。例えばリモートセンシングの話とかをどのように質を確保するか。JICAもおっしゃっているのですが、3年連続契約にした場合は、例えば1年目にそれがちゃんとできているから次の年もOKということになると思うのですが、そこらへんはどういう仕組みで考えていらっしゃるのか、代表して答えていただいてもいいですし、わかるところで答えていただけますか、特に質の確保について。

JICA：

はい、地球環境部では、質の確保につきましては定期的に報告書を出していただいて、質の確認を行っております。

委員：

特に委員の方もおっしゃったように、例えばリモートセンシングとか、かなり専門性の高いものを、もちろん国際協力専門員の中でそれをご存じの方もいらっしゃると思いますが、それを例えば第三者というか、きちんとした質を担保しているということがわかるような仕組みはあるのかないのかを含めてお伺いしたいなど。特に3年連続でやろうとした場合は、最初に来た人が自動的に次の契約があるようになると、それはまたまずいのかなとも思うので、何か工夫される余地はあるのかということですけど。

JICA：

今の段階では特に仕組みとして、さらにコンサルタントの成果品を、専門員以外に他の外部のチェックを採り入れるということは工夫してないのですが、ご指摘を踏まえてそういった仕組みについて今後検討していきたいと思います。

委員：

特にこの専門人材と書いてあるので、我々が今まで接していないような専門性も含めて、あるのかなと思うので是非検討していただきたいと思います。

委員：

2-4「2016-2018年度海外投融資業務相談に関する財務アドバイザー業務」について、①関心表明者リストには、契約相手方のPwCアドバイザー合同会社の他にも、とりあえず監査法人としては4大監査法人の全部に声をかけてある。だけどPwCからしか応募はなかったということで、価格を見ると資料はついておりまして、分厚い資料の66頁ぐらいに契約金額内訳書というのが書いてあって、「パートナー」は45,000円/時間とか書いてある。値段を見るとそんなにも悪い仕事でもないと思うのですが、確かに監査法人はいろいろな問題を抱えていると、人は出せないという事情はあると思うのですが、なんとなくこの仕事、PwCだけが受けている事情がよくわからないというのが率直な感想としてあります。作業の内容を考えてみると、実際にどのような作業をするのかよくわからないのですが、なんとなく金融の知識は求められているという印象を受けるのです。ですから、普通の会計士の監査をしているような人間であればできるというよりも、どちらかという金

融のバックグラウンドがないとできないという要素がけっこう強くて、そうすると監査法人にコンサルタントとして銀行等をお辞めになった方が何人かおられると思うのですが、そういう人を割り当てられないような状況で応募はなかったのかなと少し思いました。

この方面だけではなく、どちらかという金融関係のコンサルタント部門みたいなところ、銀行の方で会計士だとかがやる財務的なアドバイスぐらいはできそうな感じがしますよね。ですから、応募勧奨の対象は、監査法人に絞る必要もないかなと思いました。

委員：

私も同じことを考えておまして、銀行系のシンクタンクとかそういったところからの応募ができそうな気がする。もしかすると利益相反可能性はあるかもしれませんが、そこも併せて少しご説明いただけますか。

JICA：

ご指摘の通り、まず海外投融資という業務におきましては融資と出資両方できること。どちらの業務にあたりましてもアドバイザーにリスクの洗い出しとか、出資の場合でしたら、出資先の企業価値のバリエーションであるとか、そういった業務を委託しております。ご指摘のとおり基本的にはPwCの中でも金融経験のある方が張り付いてこの業務をやってくださっています。世界各国で業務を行って、その土地、土地のナレッジといったものも必要になってくることから、この世界情報のネットワークを持っている監査法人事務所を4つターゲットにこれまでやってきました。日本の銀行の持っているコンサルタント部門であると、そういうネットワーク若干低いかなということ。それから企業価値のバリエーションなんかは大手監査法人のほうが強いかなということはございますけど、ご指摘のとおり次回ではそういった銀行系のところにも、少し当たっていくということは今後の対策として考えております。

委員：

海外のネットワークに期待しているという話ですけど、この業務は例えば東京のPwCから海外のどこかに問い合わせたりするという作業が入ってくるようなことはありますか。

JICA：

はい、ございます。現地のPwCのオフィスを使って調査したりとかはあります。

委員：

そういう作業をした場合も金額としては、ここで契約している金額の範囲内でやってもらうかたちになるのですか。

JICA：

基本的にはそうでございますが、特例で非常に追加的な業務が発生した場合に変更契約を結ぶことはあります。ただ基本的にはこの元の契約の中でチューンナップをしてもらうということです。

委員：

監査法人にいた経験からすると、彼らに頼むことはできるのですが、彼らに頼むと彼らから結構大きな金額をどんと請求をかけるので、そうすると定額で受けてしまっあっちこっち質問を出すと赤字になってしまうことはあると思うのです。だから彼らに期待して定額で受けてくださいというようなことにすると、なんとなく少し不安になってくると

いう面はあるかもしれないですね。

ですから彼らにどのくらい期待をするのか、あまりしないのであればこのくらいで、東京でほとんど片付けられるならば、これで受けてもいいでしょうし、いろんなところに質問しなくてはいけない、英語を使ってやらなくてはいけないとなると、貼り付ける人間も違ってくるので、そうした情報ももう少しはっきりと出していけば受けるほうも判断しやすいかと思います。

JICA :

ありがとうございます。これまでの経験からいきますと、例えば税務の話なんかはやはり現地でないとわからないということで、その部分について現地法人を使います。一方でキャッシュフロー分析であったりとか、相対的なリスク分析等々は東京のほうでやるというような体制ですので、基本的には部分的になるかなという思いです。

ただ、ご指摘のとおり、今後そうしていく中で、業務のイメージをつかんでいただくために、だいたいこういうようなチームワークを期待していて、現地の運用費はこれぐらいでということか、そういったこともお伝えしながら、しっかりご理解いただきながら進めたいと思います。

委員 :

私も委員と同じようにファイナンスの部分でかなり知見のある方は重要なのかなと思いました。一点質問は、この案件形成だけでなく、案件の実施についても、いろいろ困ったり、いろんな相談ごとを受ける体制になっている人なのかということ。自分の興味も含めてですけど。

JICA :

大きく分けると個別案件の審査をお願いするのと、あと海外投融資の制度全般について検討してもらおうということもございます。特に海外投融資が再開したのは5年前なのですが、当初はその制度周りの相談をすることが多かったのですが、最近はその制度がしっかり固まってきて個別案件が出てまいりましたので、個別案件のところで相談をしていく。

委員 :

投資、出資が決まって、その出資中の案件も対象にアドバイスいただいているということですか。

JICA :

必要があればアドバイスいただきます。例えばですが出資先を売却するような話があるときに、その価値をどう算定しようかという相談がありえます。

委員 :

ありがとうございます。

委員 :

このテーマ2については専門人材が不足しているという基本的なバックグラウンドがあるということですので、公示の前倒しとか契約の長期化によって、なんとか応募があるように努力していきたいということですが、質の確保等に配慮しながら確保していただけたらと思います。

3. 広報関連(業務支援：広報)

3.-1 2016-2020 年度 JICA 地球ひろば企画運営管理業務

3.-2 中学生・高校生向けエッセイコンテスト運営業務 (国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト 2016 全国運営事務局業務)

3.-3 2016-2018 年度国際協力出前講座・施設訪問研修員交流 (開発教育支援事業)に係る業務委託契約 (1年次)

JICA :

では第 3 のテーマの広報関連というところで、説明させていただきます。まず 1 点目の地球ひろばの企画運営管理業務というところですが、地球ひろばというのは東京市ヶ谷と名古屋の 2 カ所に持っているところですが、たくさんの学生さんを含め修学旅行のコースなどにも入っていて ODA の紹介あるいはいろんな途上国が抱える課題を紹介する展示がなされているところですが、そこに来訪者に対していろんな案内をし、説明をするという業務でして、この地球ひろばの展示の企画と日常的な来訪者への案内等に対応する業務全般を請け負ってもらうのが、1 番目の契約でございます。従いまして、単純に広報というよりは、もう少し ODA あるいは途上国の現状というものについての知見が必要であるというところは間違いないところでして、その点で若干応募する方々からするとややハードルが高いように感じられるところがあるかもしれませんが、ただ何らかのかたちで、そういう人材を確保することで、もう少しそういったイベントの経験のある者がそういう途上国の課題についての知見のある者あるいは人材と組むことで受注する可能性もあるのではと思います。その意味で類似業務経験に対する評価をあまり高くしないということが考えられ、最初の農村開発部の課題部支援の業務もそうでしたが、そういう対応によって、もう少し応募者を増やしたいと考えています。特に今回は不落随契というかたちで、最終的には予定価格の範囲内で契約ができたとのことですが、なるべく応募者を増やしたいと考えております。

それから 2 番目の業務に関しましては、エッセイコンテストの運営業務というところで、より一般的な広報とそれに伴うコーディネーションとか、そういう連絡調整的な業務になっています。事前に十四者に対して応募勧奨を行ったところですが、最終的には過去の受注実績のある青年海外協力協会一者のみの応募に止まったところでした。

実は技術提案書そのものは青年海外協力協会以外にも、もう一者出てきたところではあったのですが、創設間もない企業で若干提案書の内容からすると技術的に必ずしも十分でなかったため、技術評価の段階で不合格となり最終的に応募一者となったところですが、従ってこの業務に関しましては、もう少し応募勧奨、契約規模的にそれほど小さいものではございませんので、多少大きい企業にも声をかけることで次回以降の複数応募を得たいと考えております。

それから 3 点目の関西センターの出前講座、施設訪問研修員の交流にかかる業務委託というところですが、これも学校に対してボランティア経験者を派遣する、あるいは JICA 関西に先ほどの地球ひろばと同様に来訪者を受け入れて案内を行う、あるいは海外から来日している JICA 受け入れの研修員を学校に派遣して子供たちとの交流を行うという、このあ

たりのコーディネーションを行う業務ですので、一定の ODA 海外に関して経験なり知見なりを有していることが望ましいとは言えるものの、実際の業務そのものはより連絡調整的な要素を含んでいるところですので、そういう業務の中身がより正確に伝わるような説明に心がけるとともに、公告期間を十分に確保する。もう少し丁寧な応募勧奨をすることによって次回以降の応札者を確保していきたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。これについてご質問ございませんか。

委員：

これは先ほど申し上げた価格が微妙にそれぞれみんな上がっているのですが、一者応札が連続すると、価格が上がり上がっていくような傾向があると思うのですが、そのあたりはどのように対応なりをしているのかと。システムとして不落随契の場合のネゴシエーションの上限契約は一応決まっているのですか、それともネゴの中である程度上は決まらずにやっているのでしょうか。

JICA：

まず、後者のほうですが、不落随契の場合であったとしても、基本的には予定価格を超えないということを前提で契約交渉をやってまいりますので、業務内容をより精緻に検討していく中で、相手方と折り合うことができれば、不落随契で契約交渉によって、相手方と契約しています。仮にそこで折り合えない場合は改めて業務内容を見直して予定価格を設定し直した上で再公示ということになります。

委員：

再公示をするということですか、予定価格を超えて。

JICA：

向こうが折り合えなければ。

委員：

要するに TOR も削減できなくて。

JICA：

そうですね基本は公示している TOR の中で。

委員：

じゃあもう 1 回再公示するという。わかりました。

JICA：

前者に関しましては、そこはそれぞれのところで工夫になると思うのですが、広報室のほうで、なにかこの点ございますか。

JICA：

少し内容ですとかタイミングが変わってまいりますので、特に地球ひろば企画運営管理業務のほうは 5 年間ということを実施しておりますので、その中でできるだけ低い価格を得られるようにということで、予定価格を立てて今回の 2016 年度から始まるものにつきましては、相当厳しい価格交渉を行いまして、予定価格の中になんとか収まるようなかたちで採用をさせていただいております。それからエッセイコンテストのほうですが、こちらも予定価格の中にはなんとか収まるかたちで一者ではありますが応札をいただいております。

状況です。

委員：

少し質問なのですが、3-1 番目の地球ひろばの件ですが、いただいた資料を見ると予定価格が落札価格の中で 101.7 パーセントですが。

JICA：

こちらの資料は落札価格というのは最終的に入札時に最後に先方が提示した価格で、最終的な契約金額は、こちらの下の方に書かれております 387,072,000 円ということですので、一応、この金額で予定価格を下回るところで契約が締結されたということなのです。

委員：

わかりました。他に質問は？

委員：

質問があります。エッセイコンテストですが、技術提案書の評価が低かったということ。書き慣れていないとそのようなことは十分想定されるのですが、この辺りの来年の入札に向けてのフォローみたいなものはされるのでしょうか。

JICA：

はい、こちらのほうに 2016 年度の契約になりますので、2015 年度に行われましてフォローをいたしました。その結果 2017 年度分の契約が既に行われているのですが、そちらにつきましては最終的に二者が応札をいただいております、残念ながらこの技術提案書のご提出を 2016 年度分で行われました A 社につきましては、少しご自身の得意、不得意の中でいうと全体をカバーするより、この中の一部の業務がということで、むしろこの下請けで入るかたちで今やっておられまして、別の会社、ここに記載されていませんが、B 社が今回は手を挙げていただきまして、二者で応札いただいておりますので、また来年に向けまして引き続きこの A 社を含めまして多くの方々に応札いただけるように努めていきたいと思っております。

委員：

地球ひろばの件ですが、②応募要件の中に、「②業務に従事する要員のうち、自ら途上国において 2 年以上の協力経験を持つものが 9 割を超えていること。」というのがあって、この 9 割というのは結構ハードルが高そうだなと思うのですが、この 9 割の計算というのは必要な人月で、そのうち 9 割の人月数が経験者によるものが業務提供だということなのか、要員といってもいろいろ時期によって違うと思うのですが、どういう見方をして 9 割という基準を満たすことになるのかというのが 1 つ。それと必要な業務内容をみると、そんなに必要かなという印象もあって、例えば貸出用展示品の製作、展示品の保守・管理・貸出、国別展示の実施、企業展示の実施、交流ゾーンにおけるイベント・セミナー企画・運營業務・・・業務内容のタイトルだけ読んでいんですけど、この業務だとするとだいたいどういうことを支援業務としてやっているのかという知識があれば、ベースになる知識があったほうがいいと思いますが、9 割という要件を設けることが、果たして合理的なのか、この要件があるために、そんなにたくさん協力隊経験があるようなスタッフを抱えている団体は限られると、青年海外協力協会に勝てるわけないというイメージがあるのではないかという印象を受けるので、その辺りを教えていただきたいのですが。

JICA :

9割と申しておりますのは全体の業務の中ではございませんで、実際に来られた方々に説明に当たっていただく「地球案内人」と私たちは称しておるのですが、こういう子供たち、あるいは一般の方々が地球ひろばを訪れたときにご説明いただく方の中の9割ということですので。従いまして、例えば後方で支援をいただく業務は、さっきおっしゃっていただきましたように必ずしも途上国での経験のない方々も、もちろん今もあたっていただいておりますし、あたっていただくことは特に構わないというかたちになっております。JICAの地球ひろばに来ていただく方々に対して、実際に途上国に行けない、行っていない方も多い中で、その状況を知っていただくということで、その業務の部分に限って9割ということをご設けさせていただいているしだいです。

委員 :

今の点なのですが、そうするとこの応募要件のフォローアップ要件の右頁の②を見たときには、これは全体業務の従事する者の9割がそういう経験がないとだめなのかなと誤解したのですが、そこは応募要件の中では誤解なきように作成されているのですか。

JICA :

ここは若干、書き方がいけなかったところかなと思います。応募要件の中では「業務に従事する地球案内人のうち」というような、その上で、地球案内人はどのような人かといういは書かせていただいていますので、誤解等が生じることのないように、その説明に関しましては引き続き努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員 :

9番目の出前講座とありますが、9番目の業務はどちらかといえばコーディネーションが中心の業務で特にODA等の経験等もいらないという説明だったと思いますが、この出前講座というのはこの業務を引き受けた方が学校等へ行ってJICAの活動等について説明をするような内容ではないかと理解したのですが、そうすると単なるコーディネーション業務というより、かなりJICAとかODAを知っている人でないといけないような気がするのですが、そのへんはいかがでしょうか。

JICA :

出前講座で実際に学校に赴いて説明を行う人間は、海外で青年海外協力隊等の経験を積んだ方を派遣するということになりますが、その人材プールリストはJICAが持っており、実際にコーディネーションを行う方は、そのプールされている青年海外協力隊の経験のある方の中から、学校側の求めるテーマに応じた人をコーディネーションして派遣をするということになりますが、そのコーディネーターの方は特段、海外のODAの経験があることを求めなくとも業務の遂行はできると思っております。

委員 :

そうすると、いただいた資料を見ると講師謝金とあって、単価4,600円と書いてあるところは、57頁にあるけど、予算としては20件としてあるのだけど全体では200件ぐらい、20件ではすまないような出前講座をやっておられると思いますが、そうすると大体の部分は無償で講師の方が派遣されているのでしょうか。

JICA :

全体として出前講座は年間 200 件です。基本、出前講座を受け入れる学校側が相手方の謝金の基準に応じて支払をされる。そのうち 20 件は新しくこういった出前講座を使われる学校の方々に広報の意味も込めまして JICA 側が謝金を出してこういうサービスはいかがでしょうかという宣伝のための 20 件ですので、全体としてはこれを除いてほぼ 200 件相手方の学校が支払うものです。

委員 :

わかりました。今、私は深く読まないで勘違いしていたと思うのですが、印象としては何をするのかというのが、少しはっきりわからないところがあるような気がしますので、コーディネーション中心であるということが、もう少し全面に出るような説明のしかたで応募したほうがいいかなと思います。

それでは 3-1 の地球ひろばについては類似業務の評価をおさえるようなことによって、ほかの会社も応募できるようにしたいということでありました。あと、3-2 のエッセイコンテストについては、ここでなくとも受けられるような内容なので応募勧奨を進めていきたいということでありました。

3-3 の出前講座等については、業務が正確に伝わるようにしていただくということで、願います。

どうもありがとうございました。

JICA :

応募にあたっての条件とか業務内容がなるべく具体的なところで正確に伝わるように引き続き努めてまいりたいと思います。

4. 評価関連（業務支援：案件事後評価）

4.1 2016 年度及び 2017 年度案件別事後評価：内部評価支援業務

委員 :

それでは順番に資料は 2016 年度および 2017 年度案件別自己評価について何かご質問があれば。

委員 :

簡単なことですが、2 年分で価格が上がっているのは、対応の件数とかそれが上がっているということで単価そのものは上がっていないということですか。

JICA :

人件費の月単価が国交省の単価を参考にしており、それが上がっていることもあります。それに加えていくつか追加で仕事を増やしたところがございます、例えば、評価能力の向上のための研修を実施しておりますが、その回数を増やしたとか、あるいは評価の教訓シートを個別に追加したとかそういったものもございます。若干、業務量自体を増やしています。

委員 :

あと、私からは最後です。この評価ができる会社ってここに限ったことではないと思うのですが、ここだけがずっと出てくるのは、なんか違和感があるのですが、一般的な

ことは書いてあるのですが、なにか要因はほかにあるのでしょうか。

JICA :

拘束の期間が比較的長いということがヒアリング結果から上がっております。ただ、この評価事業自体がだいたい1年から1年以上かかるものですから、その評価の実施をサポートする契約としても、どうしても長期にならざるを得ないということで、1つそこはネックにはなっていると思います。そもそも評価能力の高いコンサルタントというのが、ふんだんに市場にいらっしゃるわけではないので、本件は内部評価のサポートという仕事ですが、これ以外に外部評価ということで評価自体を外部のコンサルタントにお願いする業務もありますが、そちらにおいてもなかなか私どもが必要としている人材が十分いるわけではない状況です。基本的にはそうした評価を行うことができる人材の母数をもっともっと増えることが大事だなと考えております。

委員 :

一応、そういう人材育成も違う部署かもしれませんが、実施しているということですか？

JICA :

はい、人材育成と申しますか、実際の外部評価の実施を通じて評価に従事する人材の能力が強化されていっていると考えておりますので、外部評価においては若手人材を登用することを促すような内容で公示をかける等の工夫は行っておるところでございます。

時間がかかりますが、引き続きそういった努力も併せて、受託していただける方の裾野の拡大にもご協力していきたいと思っております。

委員 :

外部評価と内部評価これは基本的にやることは同じですか。やはり違いがあるのですか。

JICA :

基本的には同じ評価基準をもって、同じようなプロセスを経て評価しております。

委員 :

外部評価もなかなか人がいないと、他でも聞いておりますので大変かと思うのですが、ただ、ヒアリングを行って例えば同じ会社が長年受注しているので、競争入札で落札できるかと書いてあるのですが、逆に内部評価に参加することによって何か得られるメリットがあれば、やはり人を出すと思うのです。だから、おそらく外部評価のほうがうまみがあるかどうかはわかりませんが、たぶん、メリットがあると思って、応募しないのではないかと少し考えたのです。何か内部評価に人を出すことによって得られるものがあるといいかなと思うのですが、そんなことを考えられる利点みたいなものはあるのでしょうか。

JICA :

このFU票にも書かせていただいたのですが、ヒアリングの際に、国内作業に関心がある社員の方にとっては、これは1つアドバンテージになるのではないかとヒアリング先の方もおっしゃっていました。評価コンサルタントの方は割合女性の方が多いのですが、やはり子育て中等で、調査等で海外に行くのは厳しい状況の方も実はかなりいらっしゃるようなので、そういう方にとっては1つの魅力になると思います。

委員：

そのあたりを強調して是非応札を入れられるようお願いしたいと思います。

委員：

事務的なことなのですが、この契約の相手方は OPMAC 株式会社となっていますけど、これ契約書を拝見すると、国際開発アソシエイツが共同で入っているような気がするのですが、それはどういうことですか。

JICA：

その通りで、ここに書いておくべきでしたが、共同企業体が受託しています（指摘を受けて資料を修正）。

委員：

わかりました。何か質問ございませんでしょうか。

では、この件につきましてはこの業務する人材が不足しているということで、難しい状況であるということになりますけど、そういう中でも応募勧奨に努めていただきたいと思います。

5. 国内機関関連施設管理

5.-1 2016-2018 年度沖縄国際センター図書資料等情報整備業務契約

委員：

次は 11 番目、沖縄国際センター図書資料等情報整備業務をお願いします。

委員：

これは業務内容を拝見すると司書さんがいけば対応できるような業務にも見えるのですが、その理解でいいのか。そうだとすると沖縄本島に営業所があることという要件は、どういう必要性からそのような要件を設定されているのか、あるいはあまり重要性はなく容易にカットできるものなのか。それから 3 点目として FU 票右頁の「⑤一者応札・応募となった理由として推測される背景・要因」に「沖縄に営業所がないため応札できなかったとか、HP の調達情報をチェックしていなかったため参加できなかった。」という記載がありますが、これは応札対象の候補者にヒアリングした結果なのか、結果だとしたらどういうところにヒアリングされたのか、その辺りを教えてくださいませんか。

JICA：

まず、1 点目のご質問ですが、司書業務で事足りるのかというお話ですけども、本件につきましては、おっしゃるとおり図書資料の収集業務ですとか、整理、保管、情報提供といった司書業務を必要としております。加えて、この図書室の利用者というのが研修員、それから国際協力に関心のある沖縄県民ということになります。毎日沖縄国際センターの周辺の方からも高校生とか国際協力に関心のある方が図書室に来られて、いろんな調べ物をしたりします。その方々のためのレファレンスサービスや貸し出し管理を行っております。また、図書をツールとして県民が国際理解を深めるような行事を行っています。こちらは浦添市にあるセンターですけど、浦添市の図書館と共同で行事の共催、例えば子どもの 1 日図書館員ですとか、各外国絵本の読み聞かせ等々といったことを企画しています。つま

り、司書業務だけではなく県民の国際理解促進に資するような業務を企画運営していただいております。

2点目の営業所に関するご質問につきましては、この時点では沖縄に営業所があるということが求められました。やはり沖縄に営業所がないと人材の派遣ですとか、そういったものの経費がかさむであろうということが想定されましたので、沖縄に営業所があることということを経費条件としておりました。

3点目のご質問に係る FU 票の⑤の記載についてはヒアリングした結果です。以上です。
委員：

ヒアリングした結果だとすると、どういう業者をヒアリングしたのかというのはいかがですか。

JICA：

はい、まず、2010年までこの図書契約を受託していました E 者にヒアリングしました。なぜ今回応札しなかったかということについてですが、現在 E 者は沖縄に支所はなく、九州の支所が兼括しております。以前の入札において、E 者はこの図書資料室業務を受託できなかったことがあり、その頃ちょうど事業仕分けで E 者が大きく変わった時期でして、お聞きしましたところ、本来の主力業務の通訳派遣とかそういうことに注力しているので、とてもこの図書資料室業務という彼らからすれば周辺的な業務には参入する予定はないということでございました。

それから他に企業を当たってみましたところ、三者ございました。書店が図書館を運営するという業務は2000年ぐらいから少しずつ始まっておりますが、実は沖縄では1件しか実績がありません。唯一沖縄で実績のあるのが C 社という会社でした。

ここは、1972年から沖縄に出張所があるのですが、これまでずっと書店の営業、いわゆる本屋業務のみやってきたということで図書館運営の請負を始めたのはつい最近です。沖縄で初めて受託したのは F 者の附属図書館ということで、この業務委託をしたのが2016年の4月1日からということで、ちょうど本件入札時点ではまだそのような情報を当方は持っておりませんでしたので、応札可能な会社という認識はなく、声をかけませんでしたし、それから、ほかに2社、書店系の会社ですが、どちらも HP をチェックしていませんでした。なお、これら書店系の企業については、今後の応札を検討するとは言っておりました。以上です。

委員：

ありがとうございます。今のお話からすると、既に行っているのかもしれませんが、沖縄に営業所がないと経費がかさむであろうというのは、おそらく要件を設ける上であまり合理性はないのかと。つまり経費がかさむのであれば金額に反映するか、応札単価に反映するだろうけど、それは応札者側が考えることで、もしそれが業務上の必要性ということでないのであれば、功を奏するかどうかわかりませんが、いったん外してみてもいいんじゃないかと、そんな印象を受けました。

JICA：

ありがとうございます。おっしゃるとおり次回の公募については、その条件を外す方向で検討をしたいと思っております。

委員：

これは単純に意味がわからないので、補足説明をお願いします。法人における自己点検の結果講ずることとした措置の中で「②建物管理契約に含める。」とある。これをもう少し詳しく説明してください。

JICA：

我々としては、まず新規参入企業の発掘に努めることを優先したいと思っています。いろいろヒアリングをしました結果、次回、入札していただけるだろうという期待を持っております。それでも蓋をあけてみて入札に複数社得られなかった場合については、今、沖縄センターにつきましては、G 者という建物管理・メンテナンスする業者と契約していますが、そこにその図書館運営業務を含めることで、その建物管理業者がその図書館運営に関してどこかの企業とジョイントを組んで応札してもらおうという形にして、入りやすいようにすることも検討の1つかなと考えております。

まずは、複数者の入札を増やすことで検討したいと考えております。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

委員：

1点だけ書き方なのですが、これ不落になっていますが、予定価格と落札価格を見ると、予定価格の中に落札価格が入っているのに、なんでこれ不落契約になっているのか、よくわからないのですが、先ほど説明だとネゴの価格をここに書いてないということでしたが・・・。

JICA：

はい、複数回入札をしましたが予定価格内に収まらず不調になりました。その後、交渉を行い、予定価格内に収めたという経緯があります。

委員：

そうするとこちらの予定価格および落札率というところに書かれている、この落札価格は、すみません先ほどと違って最終的に契約交渉の結果、予定価格内に収まった金額であって、最初の札の金額ではないということによろしいですか。

JICA：

そういうことです。

委員：

私から少し質問です。あまり本件と関係ないかもしれませんが、いただいた資料の69ページとか68ページあたり、経費内訳書が書いてあるのですが、例えば総括業務担当者の方が月額で1名で283,000円とかいうかたちで書いてあるのですが、人件費としてはずいぶん安いという印象を受けるのですが、これはフルタイムではないのですか。

JICA：

フルタイムではなく、一言でいうと図書資料室には常に2人働いている状態です。実際に雇っている人は4人雇っているのが交代で働いているということです。営業時間が10時から20時と長いことから交代勤務をしております。

委員：

わかりました。

では、本件に関しましては沖縄本島に営業所等を有することという条件について、今後これを外すことで検討するということですので、それも含めて引き続き応募勧奨をしていただくということでもよろしくお願いいたします。

6. システム関連

6.-1 2016-2018 年度人事配置検討システム技術支援および運用保守業務

委員：

次はシステム関連ですね、人事配置検討システム技術支援および運用保守業務の案件があります。よろしくお願いいたします。

これは前にも出てきた記憶がありますが、ファイルメーカーというものを使っていて、これの技術者があまりいないというところでネックになっている案件なのでしょうか。

JICA：

全体的にはそのように聞いていますけど、ただしファイルメーカービジネスアライアンスという資格を持っている技術者を有する会社というのは都内では39社ございますので競争性は確保できるものと考えております。

委員：

2010年度から2012年度はいずれも随契でこの会社でやっていて、そのあと一般競争入札に変更されていますけど、この段階では従前と異なり競争性が確保できるのではないかと事情の変化があると考えていたのか、結果的に競争性が確保されていないわけですが、その当時の見通しというか2013年度にどのような判断されていたのかお聞きしたいのですが。

JICA：

これは通常の人事管理システムですので、援助の業務とくに精通していなくても可能だと考えておりました。当時は先ほど申し上げたとおり複数の会社がそういった資格を持った技術者を有しているということでしたので競争性は成立するものと当初は見込んでおりました。

委員：

基本的に開発したのが、データサービス社ということですか。

JICA：

そうです。現在のシステムはデータサービスが開発しておりますけど、これは技術者であれば特別に難しいものではないと言いますか、それはここがやれば簡単だと思いますけど、他ができないというものではございません。

委員：

一者応札・応募となった理由は正面からは出てきませんが、簡単にやれる業者なら受けられる金額だけど簡単にできない業者ならこの金額ではやりたくないというところが本質的な問題なのですね。つまりそうだとすると直接的に応募勧奨をより多くの者にしても、

あまり解決にはならないかなという印象を持つのですが、そのあたりの感触はいかがですか。そういう話は出てきてないのですか。

JICA :

もう少しですね、応募勸奨を少なくとも次回はその 39 社に対してしてみたいと思います。今回も二者以上の応札を得られるという感触を得ていましたが結果的にはほかの業務が入ったとかそういうことで私どもには応札いただけなかったのですが、もう少しそんなことを努力してみたいと考えております。

委員 :

この価格というのは作業量から考えるとそんなには悪くない、ある程度魅力的な価格なのですか。

JICA :

そうだと考えています。

委員 :

よろしいですか。ちょっとなんとなく一者でなくて複数者応募があってもよさそうなかんじではあるのですが。

JICA :

次回以降がんばりたいと思います。

7. 賃貸借 (物品)

7.-1 2016-2020 年度郵便料金計器の賃貸及び保守契約

委員 :

価格が基本的に低くなってきているのは、継続して契約すると安くなるとか、そういうことですか。

JICA :

いや、今回契約期間が 5 年間にして 5 年後の見直しということで、前回に比べて安くなっています。

委員 :

でも 5 年分の比較で 430 万と 270 万ですか。

JICA :

そうですね、前々の応答札が 2011 年で、5 年間時間が経っておりますので、その間に市場価格が変動して安くなったのではないかと。

委員 :

同じ仕事で安くなったということですか。

JICA :

はい。

委員 :

もう 1 つ、この H 者という業者があるとのことですが、これはフランスの会社の子会社なのですか。

JICA :

はい。

委員 :

H 者は以前は日本にはなかったのですか。

JICA :

はい、過去にはありませんでした。FU 票の補足情報の④の契約の経緯変遷のところに書かれていますけど、2006 年 2010 年の段階では、ピツニーボウズジャパン一者しかないということで随契で行っています。2011 年度の段階では H 者がでてきましたが、ただ、この段階でも一者応札だったということです。

委員 :

この機械を売れるところは日本では二者しかいないということですか。

JICA :

はい、日本郵政と提携している必要があるのです。ただ、最新の情報ですともう一者認可されて、三者が対象になってくると思います。

委員 :

結局、その H 者が応募してこなかったというのは、それはどうしてなのでしょう。

JICA :

その原因の確認はできていませんが、見積まではいただいております、その段階では応札したいという意思表示もいただいていたので、次回以降もう少し具体的に背景を確認したいと思っております。

委員 :

これは今あるところが有利だとかそういうものではなく。

JICA :

いや、それはないですね。

委員 :

ご質問ありますでしょうか。ちょっとこれはやむをえないという感じで、次回からはよろしくをお願いします。

II. 2016 年度参加意思確認公募の個別点検

本委員会における点検対象契約 1 件（別添資料 2 参照）の点検結果及び質疑応答は以下の通り。

委員 :

次は最後の 14 番目の案件で金額がすごく大きな案件です。インド国高速鉄道建設事業ということで以前の委員会でも鉄道事業はいろいろありましたけども、これについて。

JICA :

社会基盤・平和構築部です。先に数点こちらのほうからご説明させていただきたいと思えます。まず、最初に参加意思確認公募で今回実施せざるをえなかった理由についてです。

この案件はインドの総延長約 500 キロの高速鉄道という極めて大型の都市間高速鉄道案件でして、実施に際し求められる専門性、それから過去の類似の業務の実績から勘案しま

して、業務実施可能な契約相手方が日本コンサルタンツ株式会社に特定されたということ
で競争が成立しないということが想定されたために、事前に参加意思確認公募を行ったと
いうものです。

2点目にはどのような応募勧奨の努力をしてきたかということですが、この参加意思確
認公募は去年の9月に行ったものですが、その前の2016年2月の段階から国土交通省と
経済環境省が主催しまして、本邦企業向けにインドの高速鉄道事業全体像それからスケジ
ュールに関しての説明を、民間企業等を招きまして行ってあります。また、JICAとしまし
ては9月2日の参加意思確認公募の前に2週間ほどですがプレ公示を行い、実施スケジ
ュールを早い段階で公表してあります。

それを受けて参加意思確認公募を2週間実施しまして参加の意思の確認を行ったとい
うことですが、日本コンサルタンツ株式会社以外からは関心表明はなかったということでご
ざいます。

次に3点目ですが、日本コンサルタンツ株式会社との共同企業体から提案提出されたプ
ロポーザルとか、その前に私どもから提示する指示書等に関する質の確保に向けた取組み
を特段行ったかどうかということですが、まず、私どもの指示書の提出に先立ち、
このコンサルタントの調達の手続きの過程におきましても、国土交通省それから国土交通
省系の独立行政法人の協力を得まして、業務指示書の配布前それからプロポーザル提出を
受けたあとも入札評価会合というものを開催してあります。それぞれ業務諸表の内容、そ
れからプロポーザルの内容について技術面での助言を受けてあります。

それから、この調査の調達のプロセスも含めまして、事業の実施にあわせて鉄道総合技
術研究所、それから鉄道建設運輸施設整備支援機構（鉄道運輸機構）ですが、JR東日本等
の高速鉄道専門家によります国内支援委員会を設置して技術的な助言を受けてあります。
コンサルタントから提出されたプロポーザルの内容に関する妥当性の確認。1つは金額面
での妥当性、それから人月数の妥当性と投入計画の妥当性の確認についてですが、まず、価
格の妥当性については海外特にインドの現地で必要となる経費に関しましては、全て私ど
ものほうで内容を精査し、それから在外事務所にその単価の妥当性について逐一確認をし
てあります。その結果、現地にかかる経費の妥当性を確認した上で契約交渉の中でそれを
徹底してやっているということです。それからこの業務の中で日本国内に再委託契約なり、
日本国内で作業する部分がボリュームとしてあるものですから、日本国内で作業するボリ
ュームの妥当性、それぞれの技術者の人月数の妥当性に関しまして技術的な観点での検討
は国土交通省さんに、先ほど申し上げた入札評価会合等の場を通じまして確認をしており
ます。特に国内での発注業務で使用されている単価等の関係ではその妥当性を確認して
おります。以上、必要な項目に関してご説明申し上げました。

委員：

これは今までの参加意思公募の案件と全く違う。今までは研修事業をやっていたところ
に継続できるかとか、そういう提案だったものを相当大規模なものをこれ（参加意思確認
公募）でやるということなので、非常にチャレンジングだと思います。価格の妥当性と質
の担保どうするのかというのは、今、部長のほうから聞きましたので分かりましたけれど、

入札はそうだと、今後設計図とか入札図書等成果品が出てきますよね、その妥当性とかクオリティ、要するにそれだけお金を支払うものなのかというのは、どのようなかたちで担保するのか。この国内支援委員会がチェックするということですか。

JICA :

基本的には成果品は一義的には私どもが支払う前提となりますので、コンサルタントから提出された成果品の一つ一つ細かいところも含めまして、まず JICA のほうで確認をするということでございます。その上で、先ほどの国内支援委員会が組織されています。ここには、国土交通省さんも入っておられますし、その中で一つ一つの成果品に関してチェックしている。それが最終的に入札の図書になっていきますので、非常に重要なプロセスですので、相当慎重な検討が必要であると。過去調査を開始されてから委員会そのものは 5 回ほど開かれていますし、そこで採用する設計基準の細かいところから含めて、すべて審議をして決めているということです。

委員 :

では国内支援委員会が実施というか、管理のほうも支援していただいているということ？

JICA :

はい。

委員 :

私からもう 1 点ですが、応募勸奨のご説明がありましたが、応募勸奨した企業が JV で加わったのか、それともそもそも JV の相手方として成り立つような企業に応募勸奨されたのかというのが、よくわからないのですけど。

JICA :

基本的に応募勸奨はこの鉄道分野に経験のあるすべての企業が対象となっております。

その上で、契約の中にオリコン、日本工営等々が入っていますけど、これはあくまでも日本コンサルタンツ株式会社と、関連の企業との関係の中で組み立てられてきたということで最初から我々は三者の構成を想定していたものではありません。

委員 :

それぞれが並び立つと思っていたのだけど、それが結果的に JV で出てきたと、そういうことですか。

JICA :

もちろん成り立つ可能性を期待して参加意思確認公募したのですから、その時点ではそういうことです。

委員 :

そうすると逆にこの総体を JV で仕切るような、相対するもう 1 つの大きなかたまりとか、それを仕切るような勢力というのは当初はあまり想定できなかったということですか。

JICA :

そうです。

委員 :

75 頁の一般業務費 24 億 4700 万の明細が 95 頁から入っておりまして、これはどういう

方が単価いくらで数量いくらずと書いてある資料があるのですが、これは現地調達するというものですか。ここに書いてある単価というのは例えば 73 万 8717 円がいっぱい出ていますけど、これは現地の方の 1 ヶ月の給料ですか？日本の方の給料とけっこう近いと思うのですが、これは先ほどご説明があったように現地でこの値段で妥当かというのは確認されたということですか。

JICA :

そうです。もちろん途上国であっても、それなりのレベルの技術者を現地備人として雇った場合には、それなりの単価になります。それはご覧いただきますように、単価は非常に幅がありまして、例えばオフィスボーイとかそういった単価と、現地のインドのまさにトップクラスの技術者をスタッフとして雇用する必要がある場合にはそれなりの金額を払うということですよ。

委員 :

全体的な話でもあるのですが、今後も鉄道案件はあると思いますが、基本的にこの参加意思確認公募というかたちで、(JICA で考えることじゃないかもしれないけど、) やられるのかというのは 1 つの疑問で、これ以外にある種競争性を担保するとか、公平性・透明性を確保する手法は考えられるのじゃないかと思うのですが、そこは調達部も含めてどう考えるのですか。

JICA :

鉄道案件というよりも今回の場合は新幹線・高速鉄道でかつ海外の業務経験があつてということになってきますと、いわゆる JR 各社がある意味政策的に設立した、この日本コンサルタンツが中心になるパターンしか想定できないだろうということで、今回参加意思確認公募を行いました。逆に言いますと新幹線以外の鉄道分野であれば複数のコンサルタンツが可能性あると思っていますので、通常の選定プロセスでやろうと考えております。

委員 :

これは 1 つの何ていうか、これからのたぶん試金石とかになると思うので、追求していろいろ学習していただきたいというのが 1 点と、JV の組み方が非常にわかりにくいというか、もちろんこちらから誘導しているわけではないと思いますが、JV できた場合に一者応札にならざるをえないということもあるし、価格の硬直性が発生するのではないかとこの懸念もあるので、それについても少し組織として検討していただきたいと思います。

JICA :

今の委員のご指摘は実は我々としても問題意識を持っているところではございます。従来からのジョイントベンチャーの組成に関しましては特段、厳密に言えば特に制限を設けていないところであるのですが、結果的に多くの者が 1 つにまとまって応札してくるパターンが若干増えているような印象を持ってしまして、そこについては一者応札対策という点からもなんらかの制限が必要なのかなと持っているところです。ただ、実務的にどのようなかたちで制限をすればいいのかということを見ると、難しいところがありまして、ちょっとすぐにこういう方法でということでは、まだ、我々としては思い当たっていませんけど、ただ、問題意識としては最近の状況を鑑みると、なんらかの対策をやはりせざるをえないじゃないかなという意識は持っております。

委員：

でも、現状で一者応札にならざるをえないというか、なった場合も質の確保と、価格の妥当性というの、もちろん JICA の中も重要ですし、第三者なり各省なりそれを入れてきちんと公表できるようなかたちにするというのが必要なので、ぜひそこは考えていただきたいと思います。

委員：

この案件につきましては新幹線ということで、JR 中心で参加意思確認公募というかたちをとったのを理解させていただきました。価格とか品質についても国交省と打合せるとか、あるいは在外事務所で妥当性を調べるとか配慮しておられることも確認いたしました。それでは、個別の案件は終わりました。ありがとうございました。

III. その他 (2016 年度の総括報告、2017 年度の審議事項の確認及び 2017 年度調達等合理化計画及び 2016 年度自己評価結果の点検)

司会：

それでは、引き続きまして、その他議題といたしまして、2016 年度の総括報告、審議事項の 2017 年度分に関する確認ならびに 2017 年度の調達等合理化計画と 2016 年度の自己評価結果につきまして、資料 3,4,5 まとめて、報告および、ご審議をお願いしたいと思います。

JICA：

それでは 3 つの資料に関しまして、続けて説明をさせていただきます。まず資料 3 ですが、契約監視委員会の活動状況についてというところで、昨年度も 4 回の同委員会を行わせていただきまして、第 2 回において競争性のない随意契約の 10 契約を抽出して点検を行っていただきました。それから 2 回連続一者応札応募となった契約に関しましては第 1 回、第 3 回で点検を行っていただき、コンサルタント契約の中での一者応札応募、または研修委託契約から抽出した契約に関しての点検を第 4 回で行っていただきました。基本的に点検の結果というところにまとめさせていただいておりますけど、個別点検に関しては概ね妥当というご判断をいただけたかと考えておりますが、特筆すべき事項としましては、まず安全対策アドバイザー契約、これは現役公務員との契約に関して問題提起をいただきまして、改めて確認をしましたところ、確かに現役公務員との JICA が契約することに関しての問題となる可能性ありということで、全在外事務所を対象に改めて調査を行い、問題が想定されるところについては、その改善見直しを現在も進めているところでございます。

それから、コンサルタント契約におきまして、今し方 J V の話も出たのですが、先行調査行った者が有利になるのではないかとということでの、随意契約に至っているケースもありましたが、今後の競争性向上ということに関しまして、この点、今年度から若干制度的なところでの改善も図ったところでございます。後ほどご紹介させていただきます。

それから一者応札・応募に関しましては参加意思確認公募について研修委託契約以外にも新たにできるような制度導入を行いまして、実績が 16 年度より生じてきております。これに関しましても契約監視委員会の審議事項として加えさせていただいております。今し方のインドの高速鉄道もまさしくその方針に基づきまして説明、ご審議いただいたとこ

ろでございます。

続きまして資料 4 の契約監視委員会運営方針の確認というところですが、こちらも前年度同様の方針とさせておりますが、前回、確認させていただきましたとおり、参加意思確認公募となった契約について第 1 回、第 3 回の中で競争性のない随意契約と同じようなかたちでのご説明、ご審議をいただくということで進めさせていただきます。

それから最後、資料 5 の 2017 年度の調達等合理化計画です。こちらについては事前に資料を送らせていただいているところですが、残念なことではございますが、2012 年度以降その競争性のない随意契約あるいは一者応札といったところに関しまして、それ以前からは改善してきていたところが、このところ横ばいから若干微増といった傾向が続いてきています。2016 年度に関して 1 つの要因としては特に随意契約を見ますと、在外における随意契約というのがかなり増えてきております。更に細かく見ますと、例のバングラデシュでの事件を踏まえての安全対策の強化にあたっての各種契約。なかなか契約の相手方がいない中での随契というかたちになっているものや、在外事務所においてのスタッフの雇用に関しまして、いわゆる直接の雇用ではなくてアウトソーシング、例えば派遣職員であったりとか、あるいは外部委託というかたちでの事務所の業務の実施というところが、増えてきています。従いまして、従来は雇用契約でやっていたものをこうした委託契約等に変えることによって、またその委託先が比較的限定されてしまうことによって随意契約になっているケースが増えてきているように感じられるところです。

その他、国内でも若干増えているところがありますが、これに関しては国内・在外で随意契約を締結する場合には必ず、一定金額以上ということですが、必ず調達部に事前に了解をとるというルールになっておりますので、このルールの中で調達部としましてもよく精査した上で、できるだけ早め早めに在外事務所とコンタクトをとりコミュニケーションをとって早い段階で随意契約以外の方策がないのかというコンサルテーションをもう少し積極的に行うことで、この随意契約を減らすということに対応していきたいと考えております。

あと、若干、飛びまして 6 頁の 3.「2017 年度において重点的に取り組む分野」というところで上げさせていただいていますが、まず、一者応札応募の削減に向けた取り組みというところで、新規参入の拡大を図るという取り組みを引き続き進めてまいりますし、昨年度来の懸案というところだと、外国籍人材の活用というところに関しまして引き続き関係省庁のご理解を得つつ進めてまいりたいと思っております。

それから 6 頁の一番下のところ 4)「詳細計画策定調査参加コンサルタントの本体事業の参加制限を通じた競争性の向上」と書かせていただきました。これは従来プロジェクトの概要を作る詳細計画策定調査に参加したコンサルタントもそのまま、その後継案件となる本体の技術協力プロジェクトあるいは開発調査本体への参加を妨げていなかったのですが、それによって最初にとったところがそのまま一貫通貫で有利になる、あるいは、他者もあまり積極的に競争に参加しなくなるという傾向が見られましたので本体事業そのものの競争性を高めるために、一部の詳細計画策定調査、前段の調査に参加したコンサルタントについて本体への参加を制限することによって、本体の競争性向上を図ることを進めていきたいと考えております。

あと、7頁の一番下のところで4.(3)不正事案防止に対する取り組みの強化で上げておりますが、今年の2月にコンサルタント契約、バングラデシュの案件において不正事案が発生いたしました。これはJICAとの契約において、ある意味二重帳簿と言うのですか、現地での備人費について実際にその一人一人から領収したというサインを取り付けているのですが、その金額をいったん払った上でキックバックさせて、そのお金をプールしていたという事案が発生いたしました。これに対しての措置、これをやったコンサルタントに対しての措置はすでに打っておりますし、引き続き、まだこの事案の詳細を検討しているところですが、当然のことながらこの再発防止という観点において、これまでもだいたい年間3カ国程度、終了した案件の抽出検査を行ってまいりましたけれども、この3カ国程度という対象国を今後大幅に拡大したいというところと、精算時における書類チェックを強化する、あるいは契約の約款の見直しをして、こういう重大な不正が起きたときには、これまで10パーセントの違約金を取るということにしていますが、最大20パーセントの違約金を取るという方向に見直しを行っております。また、加えて、繰り返し重大な不正を行った相手に対する上乗せ的な措置についても現在検討しているところです。

以上の状況でございまして、全体的には自己評価といたしましては一定の競争性を確保しつつ、適正な契約が実施できたものと考えておりますけれども、随意契約あるいは一者応札の微増傾向というところに歯止めを打つべく今年度更に案件を精査して進めてまいりたいと思っておりますので、本件審査におきましても引き続き厳しい目で見させていただきながら、いろいろご意見をいただければと思っております。

司会：

ありがとうございました。それではご審議のほうよろしく願いいたします。

委員：

今のところで少し気になったところとして、資料3の安全対策アドバイザー契約の件ですが、記載内容など取扱いはお任せしますが、問題を指摘されたのは、職務専念義務違反ではなくて、職務専念義務違反を指摘したところ、「兼業禁止の規定はない。」というご説明があつて、「それ以外の法令違反の問題がありませんか？」という問題提起を委員からして、「現地のリーガルオピニオンを取ります。」とJICA側の回答があり、そして、オピニオンを取った結果、どこまでが具体的な問題があるのかというところまではお聞きしていませんが、問題となる可能性があることが判明した。そういう経過で正しいのであれば、おそらく記載としては「現役公務員との契約に基づく金銭の支払いは法令違反のリスクがないか、問題の提起あり。」と。そんな内容になるのかと思うのですが。

JICA：

おっしゃるとおりです。(指摘を受けて該当箇所を修正)

委員：

同じところで、まさにそうだと思うのですが、逆に安全対策は、テロとか、今までの我々の想定外のところまで来ているので、むしろ在外に聞くときは他の国際機関、例えば世界銀行とか、そのコンプライアンス上、安全管理情報提供者に対してどういうことをやっているのかとか、そういったところをどのように考えているのかも含めて、併せてやっていただいたほうが、非常に難しい分野だと思いますので、是非、センシティブな話も含め

て考えていただきたい。調達部の話ではないかもしれませんが、安全管理部なのかもしれませんが、そこは組織的にやっていただきたいと思います。

ついでに私の質問ですけど、7ページの不正事案防止について、この委員会で討議しているわけではないので監事としてですけど、特に長期に亘ってこれが起こったということが、すごくショックな話だと組織的には思っています。それがなぜ発見できなかったのかを含めて、これも調達部の話ではなくて監査室とかも含めた話ですけども、組織的に我々監事も含めて考えまた検討しなくてはいけないことだと思っています。

司会：

ありがとうございました。それでは本日、17年度第一回契約監視委員会をこれにて終了させていただきます。

以上

別添資料：

1. 2017年度第1回契約監視委員会：2回連続一者応札・応募案件リスト_テーマ別（2016年度契約）
2. 2016年度参加意思確認公募の個別点検対象契約リスト
3. 契約監視委員会の活動状況について－2016年度総括－
4. 2017年度契約監視委員会運営方針
5. 2017年度調達等合理化計画

2017年度第1回契約監視委員会:2回連続一者応札・応募案件リスト テーマ別(2016年度契約)

資料1

テーマ	No.	資料No.	契約件名	担当部署	調達種別	年度	契約締結日	契約終了日	契約方法	契約相手方	契約金額(円貨)
1. 事業支援(一般業務支援)	1	1	2017-2021年度課題部事務支援業務委託契約	農村開発部計画・調整課	各種業務委託	2013	2013年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	テンプスタッフ株式会社	529,743,648(3年分)
						2016	2017年3月1日	2021年10月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	テンプスタッフ株式会社	610,504,560(4年8ヶ月)
	2	2	2016-2019年度中小企業海外展開支援業務委託契約(1年次)	四国支部	各種業務委託	2014	2015年3月31日	2016年3月31日	企画競争	個人	4,000,000
						2016	2016年9月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	個人	2,331,000
2. 事業支援(専門人材を要する業務支援)	1	3	2016-2019年度地熱開発課題対応強化支援業務	産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第二チーム	各種業務委託	2013	2013年9月9日	2016年9月8日	一般競争入札[総合評価落札方式]	日本重化学工業株式会社	37,279,385(3年分)
						2016	2016年10月19日	2019年11月15日	一般競争入札[総合評価落札方式]	日本重化学工業株式会社	40,005,360(4年分)
	2	4	2016-2017年度森林・自然環境保全分野におけるリモートセンシング・GISの活用に係る技術課題解決支援業務	地球環境部森林・自然管理グループ第一チーム	各種業務委託	2015	2015年5月13日	2016年4月30日	一般競争入札[総合評価落札方式]	一般財団法人リモート・センシング技術センター	13,770,000
						2016	2016年7月1日	2017年6月30日	一般競争入札[総合評価落札方式]	一般財団法人リモート・センシング技術センター	12,636,000
	3	5	2016年度電力分野(送・変電)における有償資金協力案件技術審査支援業務(単価契約)	インフラ技術業務部計画課	各種業務委託	2015	2015年7月30日	2016年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	個人	5,832,000
						2016	2016年6月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	個人	5,248,800
	4	6	2016-2018年度海外投融資業務相談に関する財務アドバイザー業務	民間連携事業部海外投融資課	各種業務委託	2014	2014年8月20日	2016年1月29日	一般競争入札[総合評価落札方式]	プライスウォーターハウスクーパース株式会社	98,559,147(1年5月分)
						2016	2016年8月1日	2018年8月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	PwCアドバイザー合同会社	111,196,800(2年1ヶ月分)
3. 広報関連(業務支援:広報)	1	7	2016-2020年度JICA地球ひろば企画運営管理業務	広報室地球ひろば推進課	各種業務委託	2013	2013年4月1日	2016年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	公益社団法人青年海外協力協会	265,455,822(3年分)
						2016	2016年9月30日	2020年10月16日	不落随意契約	公益社団法人青年海外協力協会	387,072,000(4年分)
	2	8	中学生・高校生向けエッセイコンテスト運営業務(国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト2016全国運営事務局業務)	広報室地球ひろば推進課	各種業務委託	2015	2015年4月1日	2016年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	公益社団法人青年海外協力協会	57,853,624
						2016	2016年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	公益社団法人青年海外協力協会	61,020,000
	3	9	2016-2018年度国際協力出前講座・施設訪問研修員交流(開発教育支援事業)に係る業務委託契約(1年次)	関西国際センター市民参加協力課	各種業務委託	2012	2015年4月1日	2016年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	公益社団法人青年海外協力協会	8,130,824
						2016	2016年4月1日	2017年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	公益社団法人青年海外協力協会	11,869,187
4. 評価関連(業務支援:案件事後評価)	1	10	2016年度及び2017年度案件別事後評価:内部評価支援業務	評価部事業評価第二課	各種業務委託	2014	2014年12月15日	2017年1月20日	一般競争入札[総合評価落札方式]	OPMAC株式会社	172,599,120(2年分)
						2016	2016年12月22日	2019年1月18日	一般競争入札[総合評価落札方式]	【共同企業体代表者】OPMAC株式会社	215,937,360(2年分)
5. 国内機関関連施設管理	1	11	2016-2018年度沖繩国際センター図書資料等情報整備業務契約	沖繩国際センター総務課	各種業務委託	2015	2015年4月1日	2016年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	株式会社沖繩コングレ	12,822,985
						2016	2016年4月1日	2019年3月31日	不落随意契約	株式会社沖繩コングレ	46,671,534(3年分)
6. システム関連	1	12	2016-2018年度人事配置検討システム技術支援および運用保守業務	人事部人事課	システム関連(開発・運用・保守)	2013	2013年4月1日	2016年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	株式会社国際協力データサービス	7,434,000(3年分)
						2016	2016年4月1日	2019年3月31日	一般競争入札[総合評価落札方式]	株式会社国際協力データサービス	6,350,400(3年分)
7. 賃貸借(物品)	1	13	2016-2020年度郵便料金計器の賃貸及び保守契約	総務部総合調整課	賃貸借(物品)	2011	2011年4月1日	2016年3月31日	一般競争入札[価格競争]	ピソニーボウズジャパン株式会社	4,305,000(5年分)
						2016	2016年4月1日	2021年3月31日	一般競争入札[価格競争]	ピソニーボウズジャパン株式会社	2,721,600(5年分)

2017年度第1回契約監視委員会:2016年度参加意思確認公募の個別点検対象契約リスト

番号	資料 No.	主管部	担当部署	契約件名	調達種別	契約締結日	契約完了日	契約金額(円貨)	契約相手先
1	14	社会基盤・平和 構築部	運輸交通・ 情報通信グ ループ第三 チーム	インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】業務実施契約	コンサルタント等契約	2016年12月9日	2020年3月15日	27,799,202,160	共同企業体代表者 日 本コンサルタンツ株式会 社

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法 人 名	独立行政法人国際協力機構	
案 件 番 号	1-1	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	2017-2021年度課題部事務支援業務委託契約	
契 約 金 額	610,504,560円	
契 約 締 結 日	2017年3月1日	
契 約 期 間	2017年3月21日～2021年10月31日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	テンプスタッフ株式会社	
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]	
関 心 表 明 者 数 (資 格 申 請 者、説 明 会 参 加 者 等)	3者	
公 告 期 間	25日間(2016年12月2日～12月26日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	各業務の詳細なフローを掲載した(全8フロー)。また本公示に合わせ業務マニュアルを整備、関心業者からの照会の際に提示した。また、新旧業者間の引継ぎ期間を新たに設けることとし、2週間分の経費も計上した。
②入札説明会の開催	○	公示掲載直後に関心業者に対し業者説明会を実施、業務の具体的な内容を説明した。
③業務等準備期間の十分な確保	○	HPへの広告掲載に先立ち意見招請の掲載を行い、業務仕様書の内容を予め広く周知した。
④公告期間の見直し	○	前回より大幅に公示期間を延長、また業務開始までの期間も延長した。 今回:公示日12/2、資格審査×切12/26、技術審査×切1/16 前回:公示日1/11、資格審査×切1/25、技術審査×切2/6
⑤公告周知方法の改善	○	ホームページ掲載に加え、業界企業に情報を提供し、参入が予想される業者に幅広くPRを行った。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	上述の意見招請にて業者より仕様書に対するコメントをヒアリングし、出されたコメントを検討の上仕様書の変更を行った。
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補と考えられる7者に応募勧奨を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
①業務量及び業務内容がより具体的に想定出来るよう、定員数や各業務の件数だけでなく各月の稼働実績や各業務に要するおおよその処理時間も提示する。 ②提案書の配点については類似業務の経験を高くせず、新規参入者の提案(効率化の提案)などを重視する配点とする。 ③公告期間及び業務準備期間についてはさらに延長する。		
契約監視委員会のコメント		
他者でも参入可能と考えられるので、応札されない要因を良く確認して対応すること。また、過去の類似案件の経験に対しての評価配点を見直しを検討すること。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
関心表明者等へのヒアリングを行い、広く応募勧奨すると共に、配点部分についての見直しを実施する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢鷹委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法 人 名	独立行政法人国際協力機構	
案 件 番 号	1-2	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	2016-2019年度中小企業海外展開支援業務委託契約(1年次)	
契 約 金 額	2,331,000円	
契 約 締 結 日	2016年9月1日	
契 約 期 間	2016年9月1日～2017年3月31日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	個人	
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争入札[総合評価落札方式]	
関 心 表 明 者 数 (資 格 申 請 者、説 明 会 参 加 者 等)	1者(競争参加資格申請者)	
公 告 期 間	9日間(2016年7月11日～7月19日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	本業務はコンサルティング業務であり、準備期間を十分確保するという観点の業務には該当しない。
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	○	前回、入札説明書はHPに掲載せず当支部にて配布していたが、今回はHPに掲載し参照を容易にするよう改善した。
⑥業者選定方式の見直し	○	前回の企画競争から一般競争入札[総合評価落札方式]に変更し競争性に配慮した。
⑦業者等からの聴き取り	×	
⑧事前の応募勧奨	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
①業務説明会を実施する。 ②公告期間、技術提案書作成期間を延長する。 ③今回ヒアリングを行った企業を含め、複数社に応募勧奨を行う。 ④公告の掲載を従来のPARTNER、支部ホームページに加え、地方新聞や商工会議所の募集サイト、中小企業庁の情報サイトなどへの掲載を検討する。		
契約監視委員会のコメント		
JICAからの説明に対して、異議なし。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公示時期の前倒しを行い、広く応募勧奨を実施する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法 人 名	独立行政法人国際協力機構	
案 件 番 号	2-1	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	2016-2019年度地熱開発課題対応強化支援業務	
契 約 金 額	40,005,360円	
契 約 締 結 日	2016年10月19日	
契 約 期 間	2016年11月1日～2019年11月15日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	日本重化学工業株式会社	
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関 心 表 明 者 数 (資 格 申 請 者 、 説 明 会 参 加 者 等)	1	
公 告 期 間	16日間(2016年8月18日～9月2日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	3社に対し実施計画作成時に、どのような条件であれば参加可能か、聞き取りを行った。
⑧事前の応募勧奨	○	3社に対し応募の検討を依頼。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
①求められる経験等について正しく理解してもらうよう、仕様書の説明や表現をより具体的にする。 ②公告に先立つプレ公告を行い、業務概要や実施予定時期等の情報を早期に提供する。		
契約監視委員会のコメント		
専門人材が不足している点は理解。質の確保と適切な価格について、第三者による確認方法も検討すること。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 公示の前倒し等工夫すると共に、質の確保等第三者によるチェック体制等の仕組みを検討する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	2-2	
契約の件名及び数量	2016・2017年度森林・自然環境保全分野におけるリモートセンシング・GISの活用に係る技術課題解決支援業務	
契約金額	12,636,000円	
契約締結日	2016年7月1日	
契約期間	2016年7月1日～2017年6月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人リモートセンシング技術センター	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1	
公告期間	19日間(2016年5月2日～5月20日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	×	
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補と考えられる2者に応募勧奨を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>本契約は、森林・自然環境保全分野においてリモートセンシング・GIS技術を活用した業務を行う者であれば、十分に応札できる可能性があると考えられるものの、類似業務の受注実績がある者は4者程度にとどまる。このような状況の下、契約期間内に専門知識を有する技術者が配置され、競争性のある入札環境を確保するためには、十分な周知期間が必要となる。また、要員計画の弾力的な立案を可能にするためには、契約期間を長期化して人月数を増加させることも効果的と考えられた。このため、次回契約に向けては、①プレ公示を実施し、公告期間を長く設定する、②候補となる者に対して積極的な応募勧奨を行う、③契約予定期間をより長期とし(従来の1年→3年)、人月数を増加させ、期間内の業務従事者の弾力的配置を可能にすることとする。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>専門人材が不足している点は理解。質の確保と適切な価格について、第三者による確認方法も検討すること。</p>		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>単年度契約から複数年度契約へ変更する。また、公示の前倒し等工夫すると共に、質の確保等第三者によるチェック体制等の仕組みを検討する。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員</p>		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	2-3	
契約の件名及び数量	2016年度電力分野(送・変電)における有償資金協力案件技術審査支援業務	
契約金額	5,248,800円	
契約締結日	2016年6月1日	
契約期間	2016年6月1日～2017年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	個人	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1	
公告期間	22日間(2016年2月8日～2月29日) 23日間(2016年4月18日～5月10日)(再公告)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	業者等からの事前聴き取りをベースに、以下の見直しを実施。 1. 危険地域の案件(例:イラク)を候補案件から除外。 2. 受注者と利益相反の可能性が発生しうる円借款案件の審査への関与は可能な限り回避し、他案件への振替が可能となる体制を敷く旨を仕様書に注記として記載。
②入札説明会の開催	×	(本契約と類似の他分野の業務において入札説明会を開催予定であったが参加者皆無であった。業者等からの事前聴き取りの結果、業務内容は明確との意見が多かったため、本契約では説明会を実施していない)
③業務等準備期間の十分な確保	×	(事前聴き取りの結果、公告期間・質問期間・技術提案書作成期間等の準備期間は問題視されていなかった)
④公告期間の見直し	×	(事前聴き取りの結果、公告期間について問題視されていなかった)
⑤公告周知方法の改善	○	本契約の2月公示分について、入札説明会に替えて意見招請を行い、関心があると思われる3社に応募推奨した。意見・質問はなく、最終的に応募者不在による入札不調となった。4月に再公示を行うにあたり、再度応募推奨先に連絡し改善要望を聴き取り、仕様書を見直した上で、再入札公告後に応募推奨を再度実施。
⑥業者選定方式の見直し	×	(事前聴き取りの結果、資格要件については特段問題ないと判断した)
⑦業者等からの聴き取り	○	2月公示分の入札不調を受け、応募しなかった理由等について事前ヒアリングを行った。その結果を①の仕様書の見直しに反映。その他、入札手順の理解不足により応募しなかった個人もあったため、可能な範囲で手続きを説明し、細かい質問については質問期間に行うよう助言した。
⑧事前の応募勧奨	○	専門員を通じたものも含め、4社に応募勧奨を実施。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>①公告に先立つプレ公告を行い、業務概要や実施予定時期等の情報を早期に提供する。</p> <p>②要員の確保に時間を要すると認められる場合には、契約後の準備期間の十分な確保に配慮する。</p> <p>③履行期間を1年から複数年となるように見直す。</p> <p>④受注者と利益相反の可能性が発生しうる円借款案件の審査への関与は可能な限り回避し、仮にその可能性が生じた場合には、他の同一セクター審査員が担当する案件で、比較的初期段階にある案件(F/Fミッション前)、またはF/Fミッション後であっても争点が明確になっている案件について担当を交替するなど、他案件への振替が可能となる体制を敷く旨を、注記の形ではなく仕様書本文に明記する。</p> <p>⑤現地ミッション派遣時期の早期確定については、ミッション派遣を計画する地域部にも協力を依頼し、前広に受注者のミッション派遣の有無を決定する。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>専門人材が不足している点は理解。契約金額からあまりメリットがなく、事業者ではなく個人との契約とならざるを得ない印象がある。</p> <p>(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>単年度契約から複数年度契約へ変更し、広く応募勧奨に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	2-4	
契約の件名及び数量	2016-2018年度海外投融資業務相談に関するアドバイザー業務委託契約	
契約金額	126,316,800円	
契約締結日	2016年8月1日	
契約期間	2016年8月1日～2018年8月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	PwCアドバイザー合同会社	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1	
公告期間	16日間 (2016年6月1日～6月16日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	○	ホームページへの掲載に加えて、応札候補者への情報提供を実施(応募勧奨含む)。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	一者応札の後、応札しなかった候補事業者から理由等聴取。
⑧事前の応募勧奨	○	契約相手先の他に、KPMG、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザー合同会社、新日本有限監査法人に応募勧奨を実施。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>①より多くの応札候補者に応募勧奨を行う。 ※本契約に必要な人員体制を減らすことは委託する業務の性格、量から難しいので、応募勧奨をより積極的に進めることで一者応札を防止するよう心掛ける。 ②プレ公示の実施や公示期間の伸長。</p>		
契約監視委員会のコメント		
銀行系のシンクタンク等他者でも参入可能と考える。業務内容を明確にするよう検討すること。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
監査法人に限らず銀行系シンクタンク等にも広く応募勧奨を行い、業務内容・費用等明確にするなど工夫して対応する		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	3-1	
契約の件名及び数量	2016-2020年度JICA地球ひろば企画運営管理業務	
契約金額	387,072,000円	
契約締結日	2016年9月30日	
契約期間	2016年10月1日～2020年10月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人青年海外協力協会	
入札及び契約方式	不落随意契約	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	3	
公告期間	27日間(2016年6月1日～2016年6月27日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	業務水準報奨金(インセンティブ)制度の導入、契約期間を3年から4年へ変更
②入札説明会の開催	○	
③業務等準備期間の十分な確保	○	先行業者との引継期間を1か月間設け、引継及び業務準備が十分に行えるようにした。
④公告期間の見直し	○	官民競争入札・民間競争入札(市場化テスト)の枠組みに沿って、50日間の公告期間を設けた。
⑤公告周知方法の改善	○	ホームページ掲載に加え、参入が予想される業者に幅広くPRを行った。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	前回業務内容説明会に参加したものの、入札には参加しなかった業者に理由等をヒアリングした。また、市場化テストの枠組みに沿ってパブリックコメントを行った。
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補と考えられる3社に応募勧奨を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>1. 提案書の配点については類似業務の経験を高くせず、新規参入者の提案などを重視する配点とする。</p> <p>2. 前回、関心表明があった2社に対し、公示時点で面接または電話等で本件業務内容について説明する。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>類似業務経験の評価点が高いため、工夫が必要であること。また、応募要件の中で誤解を生じやすい記載がされている所があるので、次回以降留意すること。</p> <p>(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>上記事後点検の結果講ずることとした措置のとおり、類似業務経験の評価点を抑えるよう変更すると共に、応募要件の記載方法をのを見直しを行う。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	3-2	
契約の件名及び数量	中学生・高校生向けエッセイコンテスト運営業務	
契約金額	61,020,000円	
契約締結日	2016年4月1日	
契約期間	2016年4月1日～2017年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人青年海外協力協会	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	4	
公告期間	19日間(2016年1月18日～2月5日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	委託業務内容等について正しく理解してもらうよう、仕様書の説明や表現をより具体的に記載すると共に、参考資料を添付。
②入札説明会の開催	○	説明会を開催し、3者が出席。
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	○	入札公告日を2015年度(2月16日)⇒2016年度(1月18日)として早めた。(29日間の前倒し)
⑤公告周知方法の改善	○	・公告に先立つプレ公告の実施 ・HP掲載に加え、電話及びメールによる応募勧奨の実施。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	3者に対し、現行の仕様書等へのコメント依頼。
⑧事前の応募勧奨	○	14者にメールや電話等で、応募勧奨を実施。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>①再委託契約可能であることをより具体的にイメージさせるため、現行契約の再委託業務内容について、参考例として明記する。</p> <p>②説明会においても同上的内容を説明する。</p> <p>③コンテスト・コンクール等の業務を請負い、かつ事業規模の大きい企業に対し、応募勧奨を行うこととする。</p>		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について了承した。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
上記措置のとおり。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事業フォローアップ票(2017年度分)

法人名	関西国際センター	
案件番号	3-3	
契約の件名及び数量	2016～2018年度「国際協力出前講座・施設訪問・研修員交流(開発教育支援事業)に係る業務委託契約」	
契約金額	11,869,187円	
契約締結日	2016年4月1日	
契約期間	2016年4月1日～2017年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人青年海外協力協会	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	4	
公告期間	24日間(2016年1月12日～2月4日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	①業務内容を明確にするため、契約案件名を変更した。 ②「資格・認証等」の技術審査の必須条件を提案条件へ変更した。
②入札説明会の開催	○	
③業務等準備期間の十分な確保	○	前回契約時は入札会で落札者が決定してから業務開始日まで10営業日しかなかったが、今回は15営業日を設けた。
④公告期間の見直し	○	公告期間を17日から24日に変更した。
⑤公告周知方法の改善	○	ホームページ掲載に加え、関西NGO協議会等のネットワークNGOや国際協力推進員のネットワーク、人材派遣業界団体へ公示情報を提供し、参入が予想される業者に幅広くPRを行った。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	前回、技術提案書の審査で不合格となった業者に対し、応札に至るまでの障害となっている事項についてヒアリングした。
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補として考えられる9社に応募勧奨を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>①求められる経験や業務内容等について正しく理解してもらうよう、仕様書の説明や表現をより具体的にする。</p> <p>②公告に先立つプレ公告を行い、業務概要や実施予定時期等の情報を早期に提供する。</p> <p>③十分に長い公告期間及び業務準備期間を確保する。</p> <p>④これまでの業務実績を勘案し、適切なM/Mを確保している旨、応募勧奨の際に周知する。</p> <p>⑤公示情報について、応札候補である人材派遣会社、開発教育NGO/NPO、公益団体に加え、教育系の企業や地域国際化協会等も加え、積極的な応募勧奨を行う。</p> <p>⑥次回の業務内容の確定にあたっては、関心表明があった4社に対し面接または電話等でヒアリングするなどして応札しやすい業務内容を確保する。</p> <p>⑦入札説明会でJICA事業概要説明を模擬講座を行いイメージを持つ機会を提供する。</p> <p>⑧新規参入者に対し、業務実施前にJICA事業概要説明や実施プログラムのコンテンツ(発表データや資料等)を伝授する研修を実施する旨を業務仕様書に明記するなど、関心を持った業者の応札を促すよう努める。</p>		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について了承した。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
上記措置のとおり。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	4	
契約の件名及び数量	2016年度及び2017年度案件別事後評価:内部評価支援業務	
契約金額	215,937,360円	
契約締結日	2016年12月22日	
契約期間	2017年1月4日～2019年1月18日	
契約の相手方の商号又は名称等	【共同企業体代表者】OPMAC株式会社	
入札及び契約方式	一般競争入札[総合評価落札方式]	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1社(競争参加資格確認申請者)	
公告期間	16日間(2016年10月18日～11月2日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	業務発生～完了の工程が長い業務項目を工程を分割し、速やかに支払対象となるよう改善。技術提案書の評価における必須配点を廃止することで条件を緩和した。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	正式公告前に意見招請を実施し、寄せられた意見を基に仕様書の内容を改善した。
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補と考えられる、事後評価(外部評価)の入札経験の豊富な5者に応募勧奨を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>①公告に先立ちプレ公告を行い、実施予定時期等の情報を早期提供する。意見招請は引き続き行う。</p> <p>②公告期間を延長する。</p> <p>③契約履行期間開始前の準備期間を確保する。</p> <p>④JICAウェブサイト掲載に加え、業界団体に情報を提供する。</p> <p>⑤実施済みの5者に加えて、事後評価(外部評価)を新規受注した社などこれまで以上に応募勧奨を行う。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>人材のリソースが限られていることは理解したが、応募勧奨に努めること。</p> <p>(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>上記事後点検の結果講ずることとした措置のとおり。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事業フォローアップ票（2017年度分）

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	5	
契約の件名及び数量	2016～2018年度沖縄国際センター図書資料等情報整備業務契約	
契約金額	46,671,534円	
契約締結日	2016年4月1日	
契約期間	2016年4月1日～2019年3月31日（3年間）	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社 沖縄コングレ	
入札及び契約方式	不落随意契約	
関心表明者数（資格申請者、説明会参加者等）	競争参加資格申請者 1社	
公告期間	14日間（2016年1月22日～2月4日）	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	前回は単年度契約（入札により契約相手を決め、業務履行に特段の問題なければ2年目、3年目は随意契約）だったが、長期受注を確実にした方が受注者にとって人員計画をたやすく、新規参入を促進すると考え、複数年度契約（3年）とした。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	○	前回入札日3月15日だったが、今回は3月7日に早め、新規受注者の準備期間を確保した
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	○	前回は入札説明書はセンター手渡しだったが、今回はウェブサイトに公表した。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	×	
⑧事前の応募勧奨	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>下記2案の中から①を第一に検討し、競争参加ができなければ②を検討していく。 ①入札参加資格要件を緩和し（例「沖縄本島に営業所」を削除）、新規参入企業の発掘に努める。 ②建物管理契約に含める。</p>		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について了承した。		
（法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置） 上記措置のとおり。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢鷹委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	6	
契約の件名及び数量	2016年度～2018年度人事配置検討システム技術支援及び運用保守業務契約	
契約金額	6,350,400円	
契約締結日	2016年4月1日	
契約期間	2016年4月1日から2019年3月31日まで	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社国際協力データサービス	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1者(競争参加資格申請)	
公告期間	18日間(2016年1月5日～1月22日)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	「従業員1,000名以上の組織の人事管理システムの技術支援または、開発・運用・保守の経験が1年以上あること」の条件を撤廃した。 仕様書作成にあたっては、HP上で意見招請を行い、質問に対して回答を行った。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	○	新たな業者が選定される前提で、業務開始までに十分な準備期間を確保した。
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	×	
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	仕様書作成にあたっては、HP上で意見招請を行った。
⑧事前の応募勧奨	○	応札候補と考えられる2者に応募勧奨を行った。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
①公告に先立つプレ公告を行い、業務概要や実施予定時期等の情報を早期に提供する。 ②公告期間を延長する。 ③今回ヒアリングを行った企業を含め、5者以上に応募勧奨を行う。		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について了承した。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
上記措置のとおり。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員		

一者応札・応募事案フォローアップ票(2017年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構	
案件番号	7	
契約の件名及び数量	2016-2020年度郵便料金計器の賃貸及び保守契約	
契約金額	2,721,600円	
契約締結日	2016年4月1日	
契約期間	2016年4月1日～2021年3月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	ピツニーボウズジャパン株式会社	
入札及び契約方式	一般競争入札[価格競争]	
関心表明者数(資格申請者、説明会参加者等)	1	
公告期間	16日間(2016年1月5日～1月20日) 11日間(2016年2月22日～3月3日)(再公告)	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書作成前に現契約先であるピツニーボウズジャパン株式会社に加え、ネオポストジャパン株式会社に対しても同社が保有する現行モデルの確認等を行い、仕様書に反映した。
②入札説明会の開催	×	
③業務等準備期間の十分な確保	×	
④公告期間の見直し	×	
⑤公告周知方法の改善	○	ピツニーボウズジャパン株式会社の他に、ネオポストジャパン株式会社に対し、電話による公告チェックを依頼し、その後、メールにて掲載箇所を連絡した。
⑥業者選定方式の見直し	×	
⑦業者等からの聴き取り	○	仕様書作成前に、ピツニーボウズジャパン株式会社、ネオポストジャパン株式会社に対し、同社が保有する現行モデルの確認等を行った。
⑧事前の応募勧奨	○	ピツニーボウズジャパン株式会社の他に、ネオポストジャパン株式会社に応募勧奨を実施した。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
<p>本件業務を取り扱い可能な業者が、ピツニーボウズジャパン株式会社及びネオポストジャパン株式会社の2者のみであることを鑑み、両社に対し、公告準備の段階から十分にヒアリングを行い、情報分析した上で、適当な改善取組を検討する(その後、1者認可)。</p>		
契約監視委員会のコメント		
<p>本件はやむを得ないと思えるが、市場が3者に増えたということであり、その3者に対して応募勧奨を行っていくこと。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 3者に対して応募勧奨を実施する。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>不破邦俊委員長、関口典子委員、木村琢磨委員、中久保満昭委員、乾英二委員</p>		

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査業務実施契約
(2) 契約金額	27,799,202,160 円
(3) 履行期間	2016 年 12 月 9 日～2020 年 3 月 15 日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者 日本コンサルタンツ株式会社
(5) 担当部署	社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ 第三チーム

《参加意思確認公募となった理由》

極めて大型の都市間高速鉄道案件で、実施に際し求められる専門性や過去の実績より、業務実施可能な契約相手方が日本コンサルタンツ株式会社（JR 東日本、JR 各社、そのほか民間鉄道会社の出資により設立された会社）に特定され、競争が成立しないことが想定されるため。

なお、日本コンサルタンツ株式会社以外の会社に対しても、本調査への参画に係る関心の公募を行ったが、日本コンサルタンツ株式会社以外からは関心表明がなかった。

2. 背景・経緯

インドでは、近年の急速な経済成長に伴い、鉄道における国内の旅客及び貨物輸送量が急増している。こうした現状を受け、旅客輸送に関し、インド鉄道省は「インド鉄道ビジョン 2020」（2009 年 12 月）を策定し、在来線の輸送能力強化等に加え、高速鉄道の整備に取り組むこととしている。特に、インド鉄道大臣により設立されたインド国鉄近代化に係る専門委員会において、ムンバイ～アーメダバード間の路線が最初に建設されるべきとされた。高速鉄道建設事業（以下、「本事業」という。）は、この計画に基づくものである。

係る状況下、日印共同声明（2013 年 5 月）において、本事業の共同調査「高速鉄道開発計画プロジェクト」（2013 年 12 月～2015 年 6 月）の実施が決定された。当該調査の結果を踏まえ、日印首脳共同声明（2015 年 12 月）において、本事業への新幹線方式の導入について合意された。これを受け JICA は、2016 年 3 月より「高速鉄道に係る制度整備支援プロジェクト」に着手し、法制度や技術基準、安全性確保、駅・駅周辺開発について制度化支援を実施している。

上記調査と並行しインド側より、インド初の高速鉄道導入に向け、入札手続き等に対する日本の支援が要請され、高速鉄道に関する第二回日印合同委員会（2016 年 5 月）において、JICA が雇用する本邦コンサルタントがこれらの業務を実施することが両国政府間で合意された。

本調査は日印政府間合意に基づき、本事業の設計及び入札図書の作成、ならびに入札支援等を行うものである。

3. 業務内容

本業務は、ムンバイ～アーメダバード間（約 500km）に新幹線を建設する「高速鉄道建設事業」に活用するための、設計案や入札図書案の作成を行うとともに、入札支援を行うことを目的とし、以下の通りカウンターパート機関に対する支援業務を実施する。

- (1) 設計準備作業
 - サイト状況確認
 - 法令・基準・規定類の確認
 - 運賃設定と需要予測のレビュー
 - 一般構造配置図の作成
 - 運行計画／運転計画の策定
 - 配線計画の策定
 - 設計諸元の策定
 - 建設基準／維持管理方針の策定
 - トンネル形式の選定
 - 橋梁桁形式の選定（特殊橋梁、長大橋梁）
 - 工事契約パッケージ／工事契約形態の決定
 - 標準設計／詳細設計範囲の確定
- (2) 設計作業
 - 土木構造物に係る標準設計の作成
 - 土木構造物に係る詳細設計の作成
 - 基本設計の作成
 - 設計照査
- (3) 事業計画の策定
 - 施工計画の策定
 - 施工スケジュールの策定
- (4) 入札図書（案）の作成
 - 事前資格審査（P/Q）書類（案）の作成
 - 入札書類（契約条件を含む）（案）の作成
 - 仕様書（案）の作成
 - 数量計算書（案）の作成
- (5) 入札実施支援
 - P/Q 実施支援
 - 入札支援
- (6) 本事業に係るその他計画・検討事項
 - 環境管理計画及び環境モニタリング計画の改訂に係る支援
 - 住民移転計画（RAP）の改訂に係る支援
 - RAP 実施に係る支援
 - 建設作業員保護に係る計画骨子の作成

(7) 報告書作成及び国内支援委員会の開催

4. 参加意思確認公募にて調達した理由

- (1) 本事業はインドにおいて、ムンバイ～アーメダバード間約 500km の高速鉄道を建設するものであり、事業規模が極めて大きく、実施に際しては多岐にわたる高い専門性が必要となる。
- (2) 加えて本事業は、インドにおける初めての高速鉄道整備事業のため、インド側に多岐にわたる技術移転を行う必要がある、かつ発生しうる様々な技術的・政治的困難に柔軟に対応する必要がある。
- (3) 以上より、極めて大型かつ難易度の高い本事業の入札支援を行う本調査についても、同様に高い専門性と大規模な実施体制の整備が求められるため、業務実施可能な契約相手方が日本コンサルタント株式会社（JR 東日本、JR 各社、そのほか民間鉄道会社の出資により設立された会社）に特定され、競争が成立しないことが想定されるため、参加意思確認公募での調達を行った。
- (4) なお、日本コンサルタント株式会社以外の会社に対しても、本調査への参画に係る関心の公募を行ったが、日本コンサルタント株式会社以外からは関心表明がなかった。

以 上

契約監視委員会の活動状況について
—2016年度総括—

1. 主な審議事項と点検の方法

(1) 競争性のない随意契約

2015年度に新規締結した競争性のない随意契約から契約内容及び分野の多様性を考慮しつつ、委員により任意抽出された10契約に対し、点検を行った。(第2回)

2015年度全契約件数 3,672件
競争性のない随意契約 694件
抽出件数 10件
(抽出率 1.4%)

(2) 一者応札・応募

1) 2015年度に2回連続一者応札・応募となった契約8件につき、個別点検を実施した。(他の4件は2015年度中に点検済。)また、2016年度に2回連続で一者応札・応募となった契約の一部8件について点検を行った。(第1回及び第3回)

2015年度全契約件数 3,672件
一者応札・応募件数(コンサル・研修除く) 188件
2回連続一者応札・応募に該当する件数 12件
(該当率 6.0%)

2) 2015年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約(317件)より6件、及び研修委託契約(174件)より4件、委員が任意抽出した契約につき、個別点検を実施した。(第4回)

2015年度全契約件数 3672件
一者応札・応募件数(コンサル・研修) 491件
抽出件数 10件
(抽出率 2.0%)

2. 点検の結果

(1) 競争性のない随意契約

- 1) 個別点検対象となった契約10件は、概ね妥当。
- 2) 在外事務所における安全対策アドバイザー契約において、現役公務員との契約の可否について、兼業禁止の規定はない旨の説明を行ったが、それ以外の法令違反のリスクはないか、委員から問題提起あり。後日、該当事務所の顧問弁護士からのリーガルオピニオンを取り付けた結果、現状の契約では問題となる可能性があることが判明。是正に関し、早急な対策を事務所及び安全管理部等関連部署で検討すると共に、同様の問題が懸念される在外拠点について確認の上、現

地法令に違反しないよう対応中。

- 3) システム関連業務については、開発者が一貫して運用・保守を行うことについて、一定の理解を得られたが、契約金額の妥当性については、十分精査すべきとの意見あり。
- 4) コンサルタント等契約において先行調査・業務（詳細設計業務等）がある場合であっても、諸条件を考慮しつつ案件ごとに競争に付す可能性を検討すべき（先行する契約に基づいて得られた情報は、可能な限り、成果品に盛り込む必要あり）。（2014 年度に実施したコンサルタント企業へのヒアリングの結果、発注者から十分な情報提供があっても先行業者が圧倒的に優位な状況は変わらず、また、他社が実施する場合は先行案件の内容の照査等が必要となり、かえって費用がかさむ可能性がある等の意見を得ている。しかしながら、ヒアリングを通じて競争成立の可能性もあることが改めて確認されたことから、諸条件を考慮しつつ案件ごとに競争に付す可能性を検討していく。）

（2）一者応札・応募

- 1) 2 回連続で一者応札・応募となった契約
 - ① 個別点検対象となった契約 8 件は、概ね妥当。
 - ② 競争性向上を図るため、業務に支障が出ない範囲で切り出せる部分は分割を検討。また、作業量や業務内容について、よりわかりやすく仕様書等に明確に記載すると共に、説明会等において幅広く応募勧奨を実施すべき。
 - ③ 国内機関の業務委託契約において、関心表明者へのヒアリング等を踏まえ、複数の国内機関で一体化し、発注規模を拡大することにより、競争性の向上を図るなど、工夫した対策を講ずるべきとの意見あり。
 - ④ 「参加意思確認公募」案件（研修委託契約を除く）については、「競争性のある随意契約」として、従来より、2 回連続一者応札の審議において点検してきた。しかし、昨年度通知の改定に伴い、研修委託契約以外にも適用範囲を広げており、実績を積み上げていることを踏まえ、制度として改善すべき事項（唯一性の判断基準の明確化や単価の上振れの予防策）等について、「参加意思確認公募」案件を一つの審議項目として追加し、次年度より点検していくことに関し、委員の承認を得た。
- 2) コンサルタント等契約
 - ① 個別点検対象となった契約 6 件は、概ね妥当。
 - ② 政府のインフラ輸出戦略を踏まえ、コンサルタント自体が限られている特定分野のプロジェクトの増加・大型化傾向から、今後も JV としての 1 者応札になる可能性が高い中、価格の妥当性や質の確保について工夫が必要である。
 - ③ 公示前の応募勧奨において、談合と捉えられないような配慮が足りないのではないか。
- 3) 技術協力研修委託契約
 - ① 個別点検対象となった契約 4 件は、概ね妥当。
 - ② 業務指示書への記載内容が不明瞭で具体的に求められている成果がわからないこと等が新規参入の障害となっている点について指摘があった。

3. 2016 年度審議/報告事項

開催時期	審議/報告事項
第 1 回 (6 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none">・ 2015 年度の総括/2016 年度の審議事項の確認・ 一者応札・応募 (2015 年度に 2 回連続一者応札・応募となった契約 8 件の点検)・ 2016 年度調達等合理化計画及び 2015 年度自己評価結果の点検
第 2 回 (9 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none">・ 競争性のない随意契約の点検 (2015 年度の競争性のない随意契約のうち、10 件の抽出点検)・
第 3 回 (12 月 6 日)	<ul style="list-style-type: none">・ 一者応札・応募/総務省指示事項 (2016 年度に 2 回連続一者応札・応募となった契約 8 件の点検)・ 参加意思確認公募案件 (研修委託契約を除く) に係る契約監視員会での審議について・ 2016 年度上半期の契約実績 (随意契約、一者応札・応募)
第 4 回 (2 月 27 日)	<ul style="list-style-type: none">・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検 (2015 年度に一者応札・応募となった契約のうち、10 件の抽出点検)・ 2017 年度審議予定の確認

4. 委員

不破 邦俊 公認会計士
関口 典子 関口公認会計士事務所 (公認会計士)
木村 琢麿 千葉大学大学院専門法務研究科 (教授)
中久保 満昭 あさひ法律事務所 (弁護士)
乾 英二 国際協力機構 監事

(敬称略)

以上

2017年6月15日
独立行政法人国際協力機構

2017年度契約監視委員会
運営方針(案)

1. 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約の点検

- 競争性のない随意契約（2016年度）の点検（任意抽出）

(2) 競争性の確保（一者応札・応募の点検）

- 2回連続で一者応札・応募となった契約の点検（2016年度及び2017年度）
- コンサルタント契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2016年度）
- 研修委託契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2016年度）
- 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2016及び2017年度）

(3) 各種報告

- 調達等合理化計画（2016年度自己評価及び2017年度計画案）
- 契約実績（随意契約、一者応札・応募実績）

2. 開催予定

開催予定 (時期の目安)	審議／報告対象事項
第1回 (6月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年度の総括／2017年度の作業計画の承認 ・ 2回連続一者応札・応募の点検（2016年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2016年度） ・ 調達等合理化計画（2016年度自己評価及び2017年度計画案）
第2回 (9月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約の点検（2016年度）
第3回 (12月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回連続一者応札・応募の点検（2017年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2016及び2017年度） ・ 2017年度上半期の契約実績（随意契約、一者応札・応募）
第4回 (2月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検（2016年度） ・ 2018年度運営方針の確認

以上

2017年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、以下2. の2016年度の調達等合理化計画のレビュー、及び以下1. の現状を踏まえ、以下3. のとおり、2017年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1)機構における2016年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,871件、契約金額は1,600億円である。また、競争性のある契約は3,050件(78.8%)、1,462億円(91.4%)、競争性のない契約は821件(21.2%)、138億円(8.6%)となっている。競争性のない契約の割合は前年度と比較して、件数(2.3pt)、金額(0.6pt)共に増となっており、これまでの減少傾向から近年はやや増加傾向に転じている。2016年度の増加要因であるが、在外事務所においては安全対策の強化や業務のアウトソーシング拡充に伴って、業務実施可能な相手方が限定されることによる競争性のない随意契約が増加してきている。国内における増加は、2016年度の特異要因(曜日の関係上、2017年4月1日開始の管理関連年間契約等が3月中の契約締結となり2016年度実績に計上されたこと、在外事務所・支所における情報通信網整備業務に係る契約が多かったこと等)によるところが大きい。但し、これらの要因を考慮しても、近年の継続的な削減努力にもかかわらず競争性のない随意契約の横這いまたは微増傾向が続いており、個々の契約ごとの必要性の確認をより慎重に進めていく必要がある。

表1 2016年度の国際協力機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	417 (10.4%)	166 (15.9%)	379 (10.1%)	170 (13.9%)	369 (9.8%)	216 (17.0%)	371 (10.1%)	214 (16.4%)	387 (10.0%)	220 (13.8%)	16 (4.3%)	6 (2.8%)
企画競争・公募	2,868 (71.8%)	797 (76.1%)	2,701 (72.0%)	841 (69.0%)	2,704 (72.0%)	955 (75.3%)	2,607 (71.0%)	984 (75.6%)	2,663 (68.8%)	1,241 (77.6%)	56 (2.1%)	257 (26.1%)
競争性のある契約(小計)	3,285 (82.2%)	963 (92.0%)	3,080 (82.2%)	1,011 (82.9%)	3,073 (81.9%)	1,172 (92.3%)	2,978 (81.1%)	1,198 (92.0%)	3,050 (78.8%)	1,462 (91.4%)	72 (2.4%)	264 (22.0%)
競争性のない随意契約	712 (17.8%)	83 (8.0%)	669 (17.8%)	209 (17.1%)	680 (18.1%)	97 (7.7%)	694 (18.9%)	104 (8.0%)	821 (21.2%)	138 (8.6%)	127 (18.3%)	34 (32.7%)
合計	3,997 (100%)	1,046 (100%)	3,749 (100%)	1,220 (100%)	3,753 (100%)	1,269 (100%)	3,672 (100%)	1,302 (100%)	3,871 (100%)	1,600 (100%)	199 (5.4%)	298 (22.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、2016年度の2015年度伸率である。

(2)機構における2016年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1,331件(43.9%)、契約金額は905億円(62.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は件数が微減、金額が増となっている(件数は1.4pt減、金額は9.2pt増)が、主に質の高いインフラ輸出等の政府方針に適時かつ迅速

に対応するため、公示時期の平準化等の対応が困難で、かつ鉄道案件をはじめその大部分が極めて大規模な案件であったことによるものである。

表2 2016年度の国際協力機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	比較増△減
2者以上	件数	1,724 (52.8%)	1,744 (56.9%)	1,719 (56.3%)	1,621 (54.7%)	1,699 (56.1%)	78 (4.8%)
	金額	322 (33.8%)	479 (48.2%)	521 (45.1%)	549 (46.3%)	534 (37.1%)	△ 15 (△ 2.7%)
1者	件数	1,542 (47.2%)	1,320 (43.1%)	1,335 (43.7%)	1,342 (45.3%)	1,331 (43.9%)	△ 11 (△ 0.8%)
	金額	631 (66.2%)	515 (51.8%)	633 (54.9%)	635 (53.7%)	905 (62.9%)	270 (42.5%)
合計	件数	3,266 (100%)	3,064 (100%)	3,054 (100%)	2,963 (100%)	3,030 (100%)	67 (2.3%)
	金額	953 (100%)	994 (100%)	1,154 (100%)	1,184 (100%)	1,439 (100%)	255 (21.5%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、2016年度の対2015年度伸率である。
(注4) 不落随意契約を含まない(そのため表2の「合計」と表1の「競争性のある契約(小計)」は一致しない)。

さらに、上記二者応札・応募状況のうち、実質継続契約を含まない二者応札・応募の状況は表3のようになっており、契約件数は727件(29.9%)、契約金額は691億円(56.4%)である。

表3 2016年度の国際協力機構の二者応札・応募状況(実質継続契約除く) (単位:件、億円)

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	比較増△減
2者以上	件数	1,743 (66.6%)	1,760 (71.2%)	1,725 (72.4%)	1,628 (70.6%)	1,704 (70.1%)	76 (4.7%)
	金額	332 (54.5%)	496 (62.2%)	522 (57.6%)	550 (55.4%)	535 (43.6%)	△ 15 (△ 2.8%)
1者	件数	876 (33.4%)	713 (28.8%)	659 (27.6%)	679 (29.4%)	727 (29.9%)	48 (7.1%)
	金額	277 (45.5%)	302 (37.8%)	385 (42.4%)	442 (44.6%)	691 (56.4%)	249 (56.2%)
合計	件数	2,619 (100%)	2,473 (100%)	2,384 (100%)	2,307 (100%)	2,431 (100%)	124 (5.4%)
	金額	609 (100%)	798 (100%)	907 (100%)	993 (100%)	1,226 (100%)	233 (23.5%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、2016年度の対2015年度伸率である。
(注4) 不落随意契約を含む(そのため、表2の「2者以上」と表3の「2者以上」は一致しない)。

(3) 開発途上国において事業を展開するため、以下のような業務については競争参加者の数があまり多くなく、競争性が限定される場合がある。なお、表4のとおり、国内契約の中ではコンサルタント等契約が金額ベースで約63%を占めている。

- ① 治安に懸念のある国での業務
- ② 市場や制度等が未整備である国における業務
- ③ コンサルタントの供給が限定的な分野における業務
- ④ 災害復興対策等に係る極めて緊急性の高い業務
- ⑤ 極めて特殊性・専門性の高い業務
- ⑥ 日本のリソースを集結して臨むべき大規模業務(例:高速鉄道等)

表4 2016年度のコンサルタント等契約及び国内・在外契約の割合 (単位:件、億円)

		件数	金額
国内契約	コンサルタント等契約	906 (23.4%)	1,003 (62.7%)
	その他の契約	1,794 (46.3%)	493 (30.8%)
在外契約		1,171 (30.3%)	103 (6.5%)
合計		3,871 (100%)	1,600 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) コンサルタント等契約:独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条に規定する業務の効率及び効果を高めるため、主に海外で実施される業務について、高度な専門的知見を有する民間の企業、大学、団体、個人等から役務の提供を受ける契約

(注3) 在外契約:在外事務所等が事務所所在国において主に現地企業等と締結する契約。

2. 2016年度合理化計画の取組状況と自己評価結果

(1) 契約の競争性の拡大のための取組

1) 一者応札・応募の削減に向けた契約監視委員会での取組

契約監視委員会を3回開催し、2回連続で一者応札・応募になった2015及び2016年度契約16件の点検及び2015年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約計10件の抽出点検を行い、おおむね妥当との見解を得た(詳細は別添のとおり)。

2) 「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(2010年12月7日閣議決定)において、機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが行われたことを踏まえ、外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。こうした取組の結果、36者(2016年度の契約者数の13%)の新規参入を得た(2015年度:46者・14%、2014年度:47者・16%)。

(ア) 応募者拡大のための取組

- コンサルタント等契約に係る「補強」の制限緩和:個人コンサルタントの参加勧奨によって競争性を向上させるため、業務実施契約(単独型)の業務従事者に関し、競争参加企業等が個人コンサルタントを補強団員として提案することを可能とした。また、コンサルタント等契約に係る補強の上限についても業務実施上の必要性に応じて制限を緩和し、より多くの企業等の競争への参加を可能とした。
- ガイドラインの周知:コンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」及び「精算報

告書の作成方法」の周知と理解促進のため、2016 年度も機構内外向けに説明会を計 21 回(累計 928 名参加)開催した。

- その他、「調達予定全案件情報の公表」、「公示時期の平準化」、「コンサルタント業界、各社等との対話の促進・情報公開」、及び「若手育成加点(若手とシニアが組んで正副総括業務従事者として応募した場合に加点する制度)を継続している。

(イ) 競争性向上のための取組

総合評価落札方式の導入: 価格競争の影響により必要な技術力の評価が十分なされず、十分な成果を得られなくなる可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除き、総合評価落札方式を 2015 年度より導入し、昨年度は 31 件を調達した。

3) コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

(ア) 国内拠点の建物管理契約

官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、2014 年度に現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入(求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入の受注者裁量を拡大)等の改善を行った。2016 年度は対象入札該当 1 拠点の案件に複数者の競争参加資格申請があり、2 者以上の技術提案書が提出された。

(イ) 公告予定案件情報の事前公表

応札候補企業による公告予定時期の予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を継続した。

4) その他

参加意思確認公募について、2015 年度に通知の改定を行い、2016 年度より研修委託契約以外にも適用範囲を広げ、実績を積み上げている。このことを踏まえて、契約監視委員会においても、「参加意思確認公募」案件を契約監視委員会における一つの審議項目として追加し、2017 年度より点検していくこととした。

(2) 調達関連事務の合理化・適正化に向けた取組

1) 契約事務手続きの合理化

- (ア) 一般契約精算手続きの合理化: 調達部内に「支払支援デスク」を設置し、調達部が予算執行部門となる一般契約の精算事務をこれまで各部にて分散して対応していたものを集約する体制を構築した。
- (イ) マニュアル類の整備: 契約事務を適正かつ効率的に実施するため、「一般契約業務マニュアル」、「JICA 海外向け資機材調達の手引き(高額機材)」を改訂した。
- (ウ) 機材調達事務の効率化: 輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け安全保障輸出管理の審査担当者 2 名を継続配置した。また、機材調達事務を効率的かつ正確に実施するため、機材調達に係る仕様書作成・入札支援に関して専門性の高い外部機関に支援業務の委託を継続した。

2) 草の根技術協力事業の契約手続きの整理・合理化

草の根技術協力の Q&A サービスを国内拠点に対して提供し、国内拠点への支援を実施するとともに(合計 213 件)、これまで各国内拠点で実施していた契約事務のうち 2015 年度 6 件の新規案件の試行を開始し、さらに 2016 年度の案件を加えて 2016 年度末時点で計 19 件の

契約手続きを調達部で試行的に実施した。これらの結果を踏まえ、2017年度以降小規模国内拠点の契約事務を調達部に移管することを決定した。

3) 海外拠点の調達実施体制の適正化

本部の在外調達支援班体制を継続し、海外拠点での現地調達に関する照会対応などの支援を行った(2016年度1,060件、2015年度348件、2014年度計186件)とともに、33拠点に対して在外調達支援担当者を直接派遣し業務支援を行った(2015年度32拠点)。また、アフリカ地域(20拠点)を対象に調達地域別セミナーを実施し海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。そのほか、会計検査院による指摘事項への対応として、海外拠点を対象にTV会議を利用した調達セミナーによる指導も実施した。

4) 海外拠点における内規の整備支援

海外拠点の調達手続きの適正化のため、これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂し、2016年度には92拠点中78拠点で改訂後のひな形に基づき内規を制定した。

(3) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続に向けた取組

- 1) 契約監視委員会を1回開催し、競争性のない随意契約10件の抽出点検を行い、おおむね妥当との見解を得た(詳細は別添のとおり)。
- 2) 「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約(特命随意契約及び見積合わせ)については、調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。また、同ガイドラインの改訂を行い、従来5,000万円以上のコンサルタント契約のみを対象としていた随意契約審査委員会を、コンサルタント契約以外の契約についても対象とし審議を行った。

(4) 契約の透明性向上に向けた取組

1) 外部審査制度の強化

コンサルタント等契約の選定過程の透明性を向上させるため2012年度に導入した外部審査制度について、外部審査委員を9名委嘱し、69件を審議した(2015年度75件、2014年度75件、2013年度44件)。審査の結果、機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。

2) 関連公益法人との競争性のない随意契約実績

「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は、6件であった。2016年度の契約実績に基づき、2017年5月に関連公益法人として認定した22法人について、契約における一者応札・応募の実績は70件、39億5,800万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで64.2%、金額ベースで82.7%であった(2015年度78件、19億7,100万円。60.0%、43.9%)。関連公益法人との契約における競争入札の実績は、9件、6億9,700万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで5.1%、金額ベースで11.7%であった(2015年度24件、26億5,600万円。11.7%、45.3%)。

3) 契約情報等の公表

関連公益法人との契約も含め、「公共調達の適正化について」(2006年8月25日付財計第2017号)に基づき契約情報を公表している。また、機構の役員経験者が再就職、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が3分の1以上の法人を一定の関係を有する法人とし、契約ごとに機構OBの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

4) 不正行為等への対応

研究プロジェクトの委託契約、有償資金協力の事業実施及び入札過程、有償勘定技術支援の業務実施契約等に関し、不正行為等が発覚した4件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った。

5) 自己評価結果

競争性の向上に向けた取り組みを継続的に実施、強化してきた結果、競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで29.9% (2015年度29.4%)となり、一定の競争性を維持した。

また、契約監視委員会をはじめとする契約の点検、情報の公開、契約事務の適正化、効率化への取組も、計画通りに実施された。

しかし、実績として競争性のない随意契約や一者応札の数値は横ばいから微増の傾向となってきた。

以上を踏まえ、2016年度調達等合理化計画における所期の目標を達成しているが、契約の適正性確保、競争性・公正性向上について引き続き点検、モニタリングの着実な継続を実施しつつ、適正な運用に向け整理を行う。

3. 2017年度において重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととし、具体的には以下の通り、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 契約の競争性の拡大

1) 一者応札・応募の削減に向けた取組

- ・ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。

【契約監視委員会の点検件数】

- ・ コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、総合評価落札方式導入後の状況を分析、必要な改善策を検討する。
- ・ 新規参入の拡大を図るために、各種説明会や意見交換等の継続的实施を通じ制度の理解促進を行うとともに、新規参入を容易にする取り組みを検討する。
- ・ 公示予定案件の公表を継続し、公示時期の平準化を促進する。【検討・実施結果】

2) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。「参加意思確認公募」案件を一つの審議項目として追加し、点検する。

【契約監視委員会の点検件数】

3) 「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の成果の総括

「競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン」の実施状況、成果を総括し、外部有識者を含む委員会に報告を行う。

【実施結果】

4) 詳細計画策定調査参加コンサルタントの本体事業参加制限を通じた競争性の向上

コンサルタント等契約において技術協力プロジェクトや開発調査型技術協力事業の詳細計画策定調査等に参加したコンサルタントに対して、当該技術協力プロジェクトや開発調査型技術協力事業の本体事業への競争参加を制限することで、本体事業の競争性の向上を図る。

【検討・実施結果】

(2) 調達関連事務の合理化・適正化

1) 契約調達手続きの適正な実施と簡素化、効率化の促進

- ・ コンサルタント等契約における少額支出の精算の簡素化を検討する。
- ・ 業務従事者の裾野の拡大に資する施策として、人材育成加点の改善を検討する。
- ・ 契約事務の適正で確実な遂行及び精算事務を集約する体制を安定的に運用する。
- ・ 民間連携事業(草の根技協含む)における調達手続きの更なる効率化及び実施体制の改善を行う。

2) 海外拠点の調達実施体制の適正化

海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を維持する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、一層の現地職員の計画的育成と現地の体制整備を図る。

3) 国内拠点の調達実施体制の適正化

国内拠点調達に係る相談、調達情報提供、調達支援セミナー、部内の支援体制整備を通じた支援を強化する。

【検討・実施結果】

4. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

上記 3. の取組に加え、ガバナンスの徹底のため、以下の取組についても継続する。

(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達部に合議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

一定金額以上の競争性のない随意契約については競争性のない随意契約審査委員会において審議を行う。また、参加意思確認公募を活用し、競争性を向上させる。

「競争性のない随意契約に係るガイドライン」の遵守・徹底のために、在外拠点を含め職員を対象にしたセミナー等を通じて、事例の紹介等により競争性確保の可能性に対する理解促進に取り組む。

【調達部による点検件数】

(2) 契約の透明性の向上

契約の透明性を確保する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象件数を維持ないし拡大する。調達部内に調達に係る苦情対応窓口を設置予定。

【検討・実施結果】

(3) 不正事案防止に対する取組みの強化

1) 昨年度発生したコンサルタント等契約での不正事案に対して、抽出検査対象の拡大や精算時の書類チェックの強化、重大な不正による契約解除違約金の引上げ等の再発防止策を今年度早期より導入する。

2) その他リスク回避に向けた取組み

談合や調達手続き違反等の調達に係るリスクの顕在化を未然に防ぐため、検査の拡充、既存制度の見直し、コミュニケーション改善等を検討・実施する。

【検討・実施結果】

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達部担当理事を総括責任者とし、調達部の主導により調達等合理化に取り組む。また、取組の進捗、結果等について、内部統制を担当する総務部担当理事に報告する。

総括責任者 調達部担当理事

副総括責任者 調達部長

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一者応札・応募契約、参加意思確認公募案件、特命随意契約及び一者応札・応募契約のうち契約監視委員により抽出された案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上